

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 6 年 9 月 2 5 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第4号）

平成26年9月25日

開　　議	9時30分
日程第1	一般質問

○松下議長 皆さん、おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、引き続きまして、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

日程第 1 諸般の報告

○松下議長 日程第 1 諸般の報告を行います。

本日の会議に説明員として、追加の出席者の職、氏名は配付の写しのとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第 2 一般質問

○松下議長 日程第 2 一般質問を行います。

一般質問は、10番、井神慶久議員、2番、宮本要代議員、4番、梅田哲也議員、7番、山本重信議員、8番、三栖慎太郎議員、9番、田畑昭二議員、16番、尾和弘一議員、3番、玉田隆紀議員、15番、増田浩二議員、14番、市來利恵議員、以上10名の方から通告を受けております。

質問時間60分以内で、通告に従い発言席から順次質問を許可いたします。

通告1番目、10番、井神慶久議員、発言席から総括方式で質問願います。

井神慶久議員。

○井神議員 おはようございます。10番、井神慶久です。議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、1点目ですが、中高一貫校についてであります。

以前より、岩出市では、市内に県立中高一貫校の設置を望む声が多くありました。特に、今年度の市政懇談会では、私も18会場中12会場に出席させていただきましたが、その多くの会場で、県立中高一貫校設置の要望が多く出されていきました。私自身も何人かの保護者の方から、一日でも早く中高一貫校を市内につくってほしいという要望をされています。

その中でも、ある保護者のおじいさんですが「紀北では橋本に、もちろん和歌山市内に、それから紀中、紀南のほうにもあると聞いているが、なぜ旧那賀郡内にはないのか」と言われました。「井神市議会議員さんらは、何か働きかけをしていま

すか。」とか、「何もしないで待っているだけなら、できるものもできなくなるで。」と強く何度も何度も言われたことがあります。

そこで、まず質問ですが、中高一貫校について、1つ、市の考えは、また、2番目に、現時点での和歌山県内の中高一貫校の現状は、何か問題点はあるのか、についてであります。

2点目に、全国学力テストについてであります。

本年4月22日に実施されました全国学力・学習状況調査の結果が、8月25日に文科省から発表されました。その結果を見ると、和歌山県は、皆さんもご存じのとおり、小学国語Aが全国最下位で、そのほかにも全国的に低位の位置にあり、この先、大丈夫かなと危機感に感じるのは私だけでしょうか。この調査は、学力の一部にすぎないと思いますが、学力の1つの指標として示された結果は、重く受けとめなければならないと思います。

昨年、ある県では、知事が成績下位の校長名を公表すると表明して物議をかもしましたが、公表を見送ったという経緯もありますが、私は公表をしたほうがよいと思います。確かに、過度の競争が序列化を招くと反発される方もおられますが、競争から目を背けず、競い合い、学ぶ効果もあると私は認識しております。

公表に当たっても、学校の現状を地域や家庭に知ってもらい、連携する上でも、積極的な公表が欠かせないではないかと考えております。市長の行政報告の中にも、本年度から、全国学力・学習状況調査に加えて、独自で小学校3年から5年、中学校の1、2年を対象に、岩出市学力調査を実施していますが、これらのテスト結果はどうだったのでしょうか。

いろいろと独自で授業を、市としては独自で考えているようですが、行政だけでは限度があると思います。学校や保護者、また、地元の地域の人々にも、現在の状況を知ってもらうのも大事ではないかなと思っております。未来の岩出を担う子ども1人でも多く育ててもらうような教育をしなければならないと考えております。

そこで、全国学力テストについてであります。1番目に、学校別成績を公表するのか、しないのか、2つ目に、学力向上に向けた今後の対策、改善点の考えは、について質問させていただきます。

○松下議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 おはようございます。

井神議員のご質問の1番目、中高一貫校についての1点目、市の考えはについて

お答えいたします。

中高一貫教育校については、小学校卒業時点での子どもたちや保護者などの進路選択の幅を広げるため、学校の複線化を進めることや、6年間の学校生活の中で計画的、継続的な教育課程を展開することにより、生徒の個性や創造性を伸ばすことを目的に、平成10年度に制度化され、その翌年度から導入されております。

全国的に見て、公立の中高一貫校は、平成25年で103校、内訳は中等教育学校29校、併設型74校が設置され、私立中学に比べ経済的な負担軽減などから公立中高一貫校の人气が高く、文部科学省でも私立中高一貫校を含め、今後、さらに設置されるものと考えられますとしております。

先ほど、議員のご質問の中にもあったように、岩出市では、以前から市内に県立中高一貫校の設置を望む声があり、昨年の市政懇談会でも設置要望が出されたのに続き、特に、今年度は複数の会場において、県立中高一貫校設置の要望が数多く出されており、小学生を持つ保護者を中心に、市民の中に、岩出市に県立中高一貫校の設立を強く望む声が多くあるものと認識しております。

次に、2点目の現時点での中高一貫校の現状は。また、何か問題点はあるのか、本県に関してということですね、についてお答えします。

本県における中高一貫校については、平成16年に県下初となる県立向陽中学が創設されたのに続き、これまでに桐蔭、橋本、古佐田丘中学校ですが、田辺、日高の5校が設置されています。現在、それらの学校では、全ての高校の卒業生を出している状況にあり、そのほとんどが大学進学を希望し、進路実績等において成果が上がるとともに、生徒会活動やクラブ活動でも個性や創造性を伸張している生徒も多くいるとの報告があります。

一方で、少子化が急速に進展する地方にあっては、県立中学が地域の最大規模の学校となると、課題も指摘されております。

次に、2点目、質問の2番目、全国学力テストについての1点目、学校別成績を公表するのか、しないのかについてお答えいたします。

全国学力・学習状況調査の結果につきましては、市全体の学力の状況や生活の状況について、全国平均と比べた特徴的な概要及び今後の対策を公表することにしていきます。

なお、この調査では、国が示す実施要領では、平均正答数や平均正答率などの数値については、一覽での公表やそれらの数値による順位を付した公表などは行わないことと規定されていることから、学校名を明らかにした各学校の個別の状況につ

いては、公表はいたしません。

また、各学校の状況については、それぞれの学校において市と同様の内容で公表する予定にしております。

次に、2点目の学力向上に向けた今後の対策、改善点の考えはについてお答えします。

まず、今回の調査結果については、小学生の成績は、年々県平均との差は縮小し、改善の兆しが出てきておりますが、依然として、教科ごとの正答率は、全国平均を2ポイントから5ポイント下回っており、特に、中学生は全国平均を6.5ポイントから10ポイント下回るという大変厳しい結果になっています。

今後の対策、改善についてであります。学力の向上は本市最大の教育課題であるとの認識のもと、本年度、初めて全国学力・学習状況調査の実施日に、その対象外である小学3、4、5年生及び中学1、2年生を対象に、市独自で全国学力テストに準拠した内容の学力テストを実施いたしました。このテストは、早い学年の段階から学校や学年及び個人のさまざまな課題を明らかにし、早期改善を図るとともに、保護者への個人成績の通知などを通して、個々の児童生徒の学習支援をしていくことを主な目的にしております。

現在、市内の小学校においては、この市の学力テストと12月に実施する和歌山県学力到達度調査、これは小学校4、5、6年生と中学1、2年生が対象ですが、この2回の学力テストを軸として、学力向上のサイクルを確立し、改善に向けた取り組みを行っているところであります。

さらに、県教育委員会でも対策委員会を立ち上げ、学力向上対策が示される予定となっており、市の対策とあわせて、県の対策についても一人一人の教員に徹底するよう努めるとともに、学校訪問やあらゆる研修の機会を捉えて教員の指導力向上に努めてまいります。

また、今回の調査では、本市の児童生徒は、携帯電話、スマートフォン、テレビゲームの利用時間が多いこと、また、それに反して家庭で学習、復習したりする時間が大変少ないことなどが、これまでも増して明確になりました。秋田県などの上位常連県などの実績からは、学校と保護者が連携し、進める家庭学習の習慣化は、学力向上にとって大切であることは明白であります。

家庭学習については、教育委員会作成の「家庭学習啓発資料いわでのこ」を、来年度、本市の児童生徒の課題を明示するなどバージョンアップした改訂版を作成し、さらなる家庭学習の啓発、推進を図ってまいりたいと考えております。

○松下議長 再質問を許します。

○井神議員 中高一貫校での再質問ですが、岩出市内から電車を利用して、和歌山市内の県立中学校や私立中学校に進学されてる生徒はどれくらいおられるのでしょうか。

また、学力テストのことですが「学校名を明らかにした公表や数値による公表はしない。」と言っておられますが、学力向上には、それらを公表することにより、競争原理の導入も必要ではないかと私は思います。学力の結果だけではなく、生活アンケートの結果はどうだったのでしょうか。

以上です。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 井神議員の再質問にお答えします。

まず、第1点目、岩出市から電車等を利用して、和歌山市内の県立中学等に進学している生徒はどれくらいいるのかということです。

和歌山市内の県立中学に進学している生徒は、現在1年生で13名、2年生で15名、3年生で13名、合計41名で、和歌山市の私立中学に進学している生徒は、1年生で46名、2年生で41名、3年生で38名、合計125名となっております。

それと、次の学校名を明らかにした公表の数値、公表や数値による公表はしないこととしているけれども、それらを公表することが必要ではないのか、また、学力の結果だけでなく、アンケートについてはどうであったのかというふうなことについてのお答えをさせていただきます。

まず、今回の公表は、国の実施要領に伴って、市教育委員会として初めて実施するものであります。県内の他の自治体との情報交換では、学校名を明らかにした公表とか、数値による公表はしないというふうにする自治体のほうが多い状況にありまして、今後の公表のあり方については、さまざまな方面から、ご意見や県内自治体の状況を見きわめながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。

なお、先ほども言いましたように、今回の公表の目的は、市の概況を市民の皆様にお知らせし、子どもたちの健やかな成長と学力向上のために、家庭や地域の皆様にご協力をお願いすることであるため、そのような内容を中心としたものを公表したいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。それから、同時に実施した生活アンケート、学習状況調査でありますけれども、その結果につきましては、全国平均と比べてすぐれている点としては、本市の児童生徒ともに自

尊感情が高く、いじめはどんな理由があってもいけないことだという認識を持ち、また、毎日楽しく学校に通えている様子が伺えます。

また、中学生は、将来の夢や希望を持っている、そのような生徒の割合が全国平均を上回っているというのもわかっております。

一方、課題としては、就寝時刻が一定でない、家庭ではテレビゲーム、携帯電話やスマートフォンでの通話やメール、インターネットをする時間が長くなっております。その裏返しとして、自分で計画を立てて勉強したり、予習、復習をしたりする時間が短い状況にあります。

また、「読書は好きか。」という質問につきましても、児童生徒とも、全国平均を下回っている状況になってございます。

○松下議長 再々質問を許します。

井神慶久議員。

○井神議員 1点目の市外の電車なりを使って通学されている方が、毎年50名前後おられるということでもあります。ある方からも、うちの娘や息子が朝早くから送っていくのもつらいなという方の声も聞いております。ですので、私としては、中高一貫校に関しては、那賀高校に県立高校が設置されれば、わざわざ和歌山市内へ電車で通学する必要がなく、生徒や保護者にかなりのニーズがあると思われれます。那賀高校への県立中学校設置についてのお考えは、お聞きしたいと思えます。

続きまして、学力向上の件でございますが、アンケートの結果を伺いますと、テレビやテレビゲーム、携帯電話等、使用時間が長いということではありますが、これでは、家庭での勉強時間や読書の時間が短くなるのは当然であります。これからのことは、学校だけで解決できる問題ではなく、家庭での生活習慣の改善が必要であると考えます。よく、学校、家庭、地域の連携と言われますが、今後、子どもたちに学力向上のため、学校、家庭、地域での連携強化にどのように取り組まれるのか、お聞きします。

以上です。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 井神議員の再々質問にお答えします。

まず、1点目の毎年50名前後の生徒が和歌山市のほうに行っている。那賀高校に県立中学校を設置できれば、わざわざそういう和歌山市内へ通学することなく、また、ニーズもあると思われるけれど、どうかという点についてであります。那賀

高校への中学校設置については、生徒や保護者の間でかなりニーズがあり、仮に、設置されれば、進路選択の幅も広がることになるかと思えます。

しかしながら、この県立中学校の設置につきましては、県教育委員会の管轄となるため、井神議員からの本議会でのご質問をいただいたということとともに、今年度、市政懇談会において複数の会場で、この県立中学校、中高一貫教育の設置の要望が数多く出されていたこと、このことについては、既に、市のほうから今年度の市政懇談会で出された県関係の要望とともに、あわせて提出していただいているのですが、再度、内容とともに県教育委員会のほうにお伝えさせていただきたいというふうに思います。

それから、もう1点の再々質問ですが、アンケートの結果から、家庭での勉強時間が短くなってくるとか、それから、学校だけで解決できる問題ではなくて、家庭での生活習慣の改善が必要であるというふうな、こういう点につきまして、どう取り組まれておられるのかという点であります。平成24年度に「家庭学習啓発指導いわでのこ」を、先ほども言いましたが、作成しておりますが、それを小中学校の保護者に配布して、これまでも市政懇談会とか、区自治会長会等にも配布して、活用を呼びかけておりました。

今回の学力調査の結果から、学力と生活習慣の確立とか、それからスマートフォン等の使用時間には、明らかに相関関係が見られるということがわかってございます。先ほどもお答えしたように、詳細な対策につきましては、現在検討中ではありますが、これらの情報を新たに追加して、改訂版「いわでのこ」を今年度中に作成する予定としており、学校での懇談会等の機会を利用して、さらなる啓発強化に努めてまいりたいと考えております。学校に対しては、学校便りや学校のウェブサイトを通じて、「いわでのこ」の活用促進を学校独自の啓発強化について指導してまいりたいと考えてございます。

○松下議長 以上で井神慶久議員の一般質問を終わります。

通告2番目、2番、宮本要代議員、発言席から総括方式で質問願います。

○宮本議員 おはようございます。

2番、宮本要代です。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、一般質問をします。

まず、全国学力・学習状況調査、いわゆる全国学力調査についてお尋ねします。

9月9日、和歌山県教育委員会は、学力向上対策本部の会合を開き、8月に公表された全国学力テストの結果が、全科目で2年連続して全国平均を下回ったことを

受け、総点検をし、年度内に学力向上に向けた具体策をまとめることを目指すとしています。

また、学力調査とともに実施された学習環境や生活習慣に関するアンケートも踏まえ、家庭での学習や読書と学力との関係も検証するとしています。児童生徒の学力は、家庭での学習環境や生活習慣が大いに影響するものと考えます。全国学力テストとともに実施された学習環境や生活習慣に関するアンケートについて、岩出市の小中学校の児童生徒の学習環境や生活習慣に関するアンケートの分析を教育委員会はされましたか。市内の児童生徒に関して問題点や、今後、問題点の解決に向けて教育委員会はどのように取り組みをされるのか、お聞きします。

また、今回の調査では、平日1日当たりのコンピューターゲーム、携帯やスマホなどのテレビゲーム等の使用時間を尋ねています。全国的に見て、携帯やスマホの使用時間と学力テストの平均正答率を比較し、小中学校全教科で使用時間がふえるほど成績が低下する傾向が見られると指摘しています。

新聞などに掲載されている記事をちょっと紹介させていただきますが、中学3年生の半数近くが、1日1時間以上携帯電話やスマートフォンでメールやネットをし、4時間以上費やす生徒も1割を超え、小学6年生の半数以上が携帯やスマホを使用していることも判明、「スマホなどを持っていない」と回答したのは小6で46.0%、中3は23.1%だった。

一方、使用する児童生徒のうち、平日に1日1時間以上使う割合は、小6では15.1%だったが、中3では47.6%に達し、4時間以上はそれぞれ2.7%、10.8%に上った。携帯やスマホの使用時間が30分未満の児童生徒と、4時間以上の児童生徒の正答率を比べたところ、全教科平均で約14ポイント、最も大きい中学数学Bでは、18.0%も開いたというふうに報道されています。専門家からは、一定のルールを決めないといけない、待ったなしの状況だと、携帯やスマホの使用に関して警鐘を鳴らしています。

また、携帯やスマホの使用に関しては、さまざまな問題点も指摘されています。青少年の見守り活動をしておりますが、携帯やスマホを歩きながら使用していたり、自転車に乗りながら使用している場面を見かけることは少なくありません。岩出市の子どもたちの携帯・スマホの使用状況は、アンケートからどのような結果が出ていますか。今までも、保護者に向け指導されていると思いますが、使用について家庭での取り決めが大切であり、いま一度、家庭に積極的に呼びかけることや学校教育で啓発すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

2点目は、認知行動療法についてお聞きします。

認知療法・認知行動療法とは、アメリカの精神科医アーロン・T・ベックにより1970年代に提唱され、欧米を中心に世界的に広く使用されている治療方法です。日本では、平成22年4月から鬱病に有効な認知行動療法に保険適用をされています。

人の行動パターンには、その人固有の思考、行動、感情の3つが密接に影響していて、抗鬱薬では、脳内における気分の調整はできるものの、人の記憶の集積である思考まで修正することはできません。それをカウンセリングにより、患者の自己否定的な思考や解釈、つまり認知のゆがみを気づかせることで思考や行動パターンを変え、改善を図っていくという精神療法です。鬱病などの精神疾患はもちろんのこと、日常生活の中でのストレス解消にも効果的です。

8月4日、和歌山県教育センター学びの丘で小・中・高校及び特別支援学校に勤務する教員を対象に、平成26年度の教育相談研修講座4、認知行動療法の視点を生かした授業づくりが開催されました。講師に、和歌山県立医科大学神経精神医学講座、坂本友香助教で、認知行動療法の理論について学び、保健室や相談室で使う認知行動療法について演習する機会があり、参加をさせていただきました。

ことしから、学びの丘で認知行動療法についての研修講座が開設に至ったのは、公明党和歌山県議の再三の一般質問を通して、認知行動療法の周知と治療法の導入、また、学校現場での活用を訴えてきたことからです。そして、講座を開催に当たり、講座の視察、受講になりました。

学校現場では、不登校、いじめ問題を初め、暴力行為など問題は多岐にわたっています。不登校対策としては、心理的、情緒的背景により登校しない、あるいは登校したくてもできない状況にある児童生徒の理解を進めることが、何より大事なことであります。また、暴力行為がふえた理由として、感情のコントロールができないことや、コミュニケーション能力不足が挙げられています。これらのことから、児童生徒一人一人の感情をコントロールできる仕組みが喫緊の課題であると考えます。

認知行動療法では、前向きな考えは気持ちに影響し、前向きな考えによって、気持ちによい影響が出ると、それが今度は行動につながると学んでいきます。感情と行動をコントロールできることを学校現場で活用できます。児童生徒に毎日かかわる先生が、1つのスキルとして認知行動療法の訓練を積み、生徒とかかわることができる、子どもたちの弱った心を元気にすることができます。ぜひ、校内研修や市内で研修を開催し、認知行動療法のスキルを学んでいただきたいと思います。

3点目は、土砂災害についてお聞きします。

8月20日、広島市での1時間に120ミリもの猛烈な雨による土砂崩れが複数箇所で発生しました。必死の捜索により行方不明の方も発見され、この災害で74名の方が亡くなりました。亡くなりました方に、ご冥福をお祈り申し上げるとともに、多くの被災者の皆様に心からお見舞いを申し上げたいと思います。

近年、大雨による災害が多発していますが、あれだけの雨が短時間に集中すれば、同様の被害は岩出市でも起こり得ると思います。過去10年間の土砂災害発生事件数は、平均して1年間に1,000件にも上ります。昨年1年間の発生件数は941件で、全ての都道府県で起きています。平成13年に施行された土砂災害防止法は、土砂災害の危険性がある「警戒区域」、住民の生命や建物に著しい危害が生じる恐れのある「特別警戒区域」を指定し、住民への危険周知や避難体制の整備などの防災対策を進めるための法律です。

土砂災害防止法が施行され、和歌山県でも調査を実施していると思いますが、岩出市における土砂災害警戒区に指定されている区域はありますか。また、特別警戒区域についてはどうでしょうか。指定されている区域については、住民への危険周知や避難体制の整備などの防災対策は、どのようになっているのか、お尋ねします。

○松下議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 宮本議員ご質問の1番目、学力調査についての1点目、学力テスト時の児童生徒へのアンケート調査に見える課題と課題解決についてであります。先ほども井神議員にお答えさせていただいたように、今回の全国学力・学習状況調査において、本市でも大変厳しい結果になったということを経験感を持って受けとめてございます。

全国学力調査と同時に実施された学習状況調査では、全国や県と比較した本市の児童生徒の学習状況や意識などがわかるようになっております。教育委員会では、結果提供を受けて、早速、学力とあわせてその結果等の分析とともに、これまでの教育施策の成果や課題を検証し、現在、具体的な改善策を検討しているところでございます。

また、その学習状況調査の結果であります。本市の児童生徒はともに、自尊心やいじめに対する認識が高いこと、また、小学6年生は毎日楽しく学校に通う様子とか、中学3年生は進路意識が高いことなど、全国や県に比較してすぐれた点として見てとれます。

しかし、一方で、就寝時刻が一定でないこととか、家庭でのテレビゲームや携帯電話、スマートフォンでの通話及びメール、インターネットをする時間が大変長いこととか、自分で計画を立てて勉強したり、家庭で予習、復習をしたりする時間が短い状況にあることが、大きな課題としてあります。

また、読書に関しても、読書時間が少なく、学校図書館、地域の図書館の利用状況や「読書は好きか」という質問につきましても、本市の児童生徒は、全国及び県の平均を下回っている状況にあります。

教育委員会としては、これらの要因が重なり、今回の学力調査での厳しい結果につながったのではないかと分析しております。

次に、児童生徒のこれらの課題の解決に向けての取り組みであります。学習の基礎・基本を身につけ、学力の向上を図るには、学校の授業を大切にするとともに、予習、復習などを保護者と協力して毎日行う家庭学習の習慣化を図ることが、何よりも大事であります。

家庭学習につきましては、これまでも、市教育委員会が作成した「家庭学習啓発資料いわでのこ」を学級懇談会や個人懇談会等の機会に配布し、保護者に啓発してきましたが、来年度配布予定の改訂版では、今回のアンケート結果等も掲載するなど本市の児童生徒の課題を明示し、さらなる家庭学習の推進を図っていきたいと考えております。

読書につきましては、本年9月から、市内の小中学校に週1回、岩出図書館の司書資格を有する職員の派遣を始めております。今後、学校図書館機能の強化とともに、直接子どもたちへの読み聞かせや読書へのアドバイス、教員との連携を積極的に図ることで、学校図書館の活性化や子どもたちの読書への関心意欲の向上に努めてまいります。

次に、2点目の携帯・スマホの使用についてであります。宮本議員ご指摘のとおり、今回の調査では、テレビゲームや携帯電話、スマートフォンの使用時間と学力とは、明らかに相関関係があり、それらの使用時間の長い子どもの学力は、低い状況にあるということがわかりました。本市においても、それらを1日に4時間以上する小中学生が、全国や県と比較して多く、憂慮すべき状況にあると認識しています。

基本的には、小中学生に携帯電話やスマートフォンを持たせないようにすることが、最も有効な解決策であります。現状、岩出市の所有率は、小学校6年生で57.9%、中学3年生で88.6%を考えると、保護者が子どものために携帯電話やス

スマートフォンを購入する際に、フィルタリングのサービスを導入するとともに、これらの機器の危険性や情報モラルなどについて、子どもと保護者がしっかり話し合っ
て、使用についてのルールを決めることなどが重要であり、学校の指導だけでなく、ご家庭での教育や指導に負うところが大きいものかと考えます。

これらのことを踏まえて、教育委員会では、今後、学校を通しての指導をこれまで以上に推進するとともに、PTAとも連携しながら、保護者への啓発の強化を図
ってまいりたいと考えております。

次に、ご質問の2番目、認知行動療法についてお答えいたします。

認知行動療法は、議員ご指摘にあるように、認知に働きかけて気持ちを楽にする
精神療法の一つで、誤った認識に陥りがちな思考パターンの癖を、客観的でよりよ
い方向へと修正する治療法であります。

近年、学校現場において、認知行動療法を活用し、親や友人との人間関係や勉強、
部活動の悩みなどのストレスに対応できる心を育てる取り組みや、授業づくりの実
践等が報告されております。現在、学校現場で行われているカウンセリングについ
ても、相手の話に傾聴し、共感を持って聞くことや、聞いたことにすぐ評価的な話
を返さないことなど、基本的な手法については認知行動療法と共通し、教員の資質
や能力においても重要であると考えております。

ご質問の教職員のスキルアップにつきましては、去る8月4日に教育センター学
びの丘が主催する教育相談研修の一環として、認知行動療法の視点を生かした授業
づくりの研修が実施され、本市から小学校教員1名、中学校教員1名が受講し、報
告も受けてございます。このような手法は、カウンセリングや授業づくり等、参考
できると思われまますので、今後、各学校に対し紹介するとともに、同様の研修があ
れば、教職員の受講を推奨してまいりたいと考えてございます。

○松下議長 事業部長。

○北村事業部長 宮本議員ご質問の3番目、土砂災害についての1点目、市内に土砂
災害警戒区域に指定されているところはあるのか、また、特別警戒区域については
どうかについてお答えいたします。

土砂災害の現象には、土石流、急傾斜地の崩壊及び地すべりの区分があります。
岩出市では、区域指定権者の県により、土石流に区分される土砂災害警戒区域は40
カ所、急傾斜地の崩壊に区分される区域は44カ所、そのうち、土砂災害特別警戒区
域を含むところが、土石流が30カ所、急傾斜地の崩壊については、全域が指定され
ております。

次に、2点目、住民への危険周知や避難体制の整備などの防災対策はどのように
なっているのかについてお答えいたします。

住民への危険周知については、和歌山県砂防課、那賀振興局建設部、岩出市にお
いて、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域がわかる公示図書の閲覧を行っておりま
す。岩出市ウェブサイトからは、「わかやま土砂災害マップ」にリンクを張り、掲
載しております。また、本年9月5日に和歌山県総合防災課長及び砂防課長の要請
により、土砂災害危険箇所等の緊急周知についてのチラシを、市役所、総合保健福
祉センター、各公民館、総合体育館、岩出図書館、民俗資料館に掲示するとともに、
広報いわで10月号へも掲載し、周知を図ってまいります。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 宮本議員ご質問の3番の2点目、住民への危険周知や避難体制の整
備などの防災対策についてお答えいたします。

市においては、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき、土砂災害にお
ける避難勧告等の発令の判断基準、総合的な判断方法、判断に必要な気象情報等の
種別及び活用方法並びに避難勧告等の伝達などについて、それぞれ対応しておりま
す。

具体的に申し上げますと、土砂災害における避難勧告等の発令の判断基準につ
きましましては、重要な情報を発表した気象官署及び砂防関係機関等との間で情報交換を
密にするとともに、降雨の状況や前兆現象は発生しないかなど広域的な状況把握に
努め、市内巡視等により現地の状況確認をその判断基準としております。また、判
断は、日中と夜間を区別し、詳細な基準に基づく避難準備情報、避難勧告、避難指
示を判断いたします。

住民への避難勧告等の伝達方法につきましては、災害の規模や種類などで伝達す
べき地域や時間帯などを考慮し、市内放送等での伝達を初め、メール配信サービス、
防災行政無線、電話応答サービス、市ウェブサイト、地デジデータ放送、広報車で
の広報及び報道機関への放送要請などにより行います。

住民の避難につきましては、土砂災害の場合は、集落単位での避難が想定され、
市職員の避難誘導だけに頼ることなく、常日ごろから土石流やがけ崩れの恐れのない
避難路を各自が把握するとともに、夜間、暴風、冠水などの条件により、状況が
大きく変わることから、その点を総合的に考慮した上で、避難所への避難を行って
いただくこととなります。

なお、土砂災害においては、道路幅の広い道路が必ずしも安全とは限らないこと

から、自主防災組織や自治会、班単位での避難訓練や最善の避難経路を確認しておくことをお願いしているところでございます。

今後も、予測による避難勧告等発令の空振りを恐れることなく、住民の安全確保に努めてまいりたいと考えてございます。

○松下議長 再質問を許します。宮本要代議員。

○宮本議員 先ほどのご答弁の中で、まず、学力テストについてのところですが、問題解決に向けての取り組みで、図書館、小学校全校への司書派遣をするということをご述べておられましたが、中学校への司書については、どういうふうになっておられますか。まず1点目。

認知行動療法についてですが、特に、お子さんたちが心を寄せるのは、保健室だとか相談室だと思いますので、特に、保健室の先生や相談室の先生に、認知行動療法のスキルを学んでいただけたらと思います。

広島市で被害の大きかった地域では、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に指定されていないところが多かった一因に、広島県が住民への説明を丁重に実施し、反対者が1人でもいれば、指定を留保状態にしていたということが挙げられると報じておりました。

岩出市は、全て調査に基づき区域の指定がされておりますか。また、平成13年に法律が上げられたということで、10年以上が経過していることを踏まえ、指定が現在の実態に即しておられるかどうか。

次に、和歌山県公明党は、この7月12日、13日に、特定非営利活動法人日本防災士機構の防災士の研修を受けて、防災士のテストに合格をしました。田畑議員もそうですが、私も防災士の認定を受けております。研修を受けたことで、防災に対して少しだけですが、意識が高まったように思います。

防災士というのは、自助、共助、協働を原則として、社会のさまざまな場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識を一定の知識、技能を習得したことを日本防災士機構が認証したという方です。岩出市で、防災に携わる職員の方で、防災士はおられますでしょうか。また、岩出市の防災を担っていただく職員の方で、防災士の資格を取られてはどうでしょうか。

次に、その研修の中で避難所運営についての講義がありまして、東日本大震災の起きたときに、都心の避難所になっている学校に避難してきた方がたくさんおられ、学校職員は、地域の方々との日ごろの話し合いができておらず、問題点がたくさんあったとお話をされておられました。特に、避難所となる学校では、教職員と避難

所運営に当たる方との役割分担など明確にする必要があると思います。日ごろから話し合いをしていく必要がありませんか。

以上、再質問をさせていただきます。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 宮本議員の再質問にお答えさせていただきます。

読書推進に関係して、中学校への対応はどうかということですが、中学校への対応につきましては、この9月から始まったばかりの事業でございますので、成果等を検証して、今後検討してまいります。

次に、同じ再質問の中で、子どもが保健室の先生とか相談室の先生にはどうかということですが、子どもの精神面でのケアには、養護教員の果たす役割というのは大変大きいものと考えております。今後、研修会の機会があれば、優先的に推奨してまいりたいと考えてございます。

○松下議長 事業部長。

○北村事業部長 宮本議員の再質問にお答えいたします。

和歌山県から岩出市においては、現在公示している箇所をもって、調査及び区域指定は完了したと聞いております。

なお、土砂災害警戒区域等の告示は、平成24年3月27日、同年9月4日及び25年8月2日でございますので、実態に即していると考えております。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 宮本議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目の防災士の資格を持った職員は、また、その受講の取り組みについてでございます。

岩出市職員で防災士の有資格者は、現在25名でございます。本年も7名が研修を現在受講中でございます。今後も引き続き、資格取得に向け取り組んでまいりたいと考えております。

それから、2点目の避難所の関係ですけれども、学校の教職員と避難所運営に当たる方との役割分担を明確にということ、話し合いが必要ではないのかというご質問でございますけれども、避難所における役割分担につきましては、学校の教職員については、児童生徒の安否確認を行うことが優先されることから、避難所での活動は難しいということ、自主防災組織の方々に対して認識してもらうように取り組んでいきたいと、このように考えてございます。

○松下議長 以上で宮本要代議員の一般質問を終わります。

続きまして、4番、梅田哲也議員、発言席から一問一答方式で質問を願います。

○梅田議員 おはようございます。

4番の梅田哲也でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、一問一答方式で一般質問をさせていただきます。

まず最初に、全国学力・学習状況調査についてお尋ねいたします。

先ほども同僚議員からいろいろと質問もあったんですが、4月に実施されました全国学力・学習状況調査が、8月25日に公表され、特に、小中学生の子どもさんをお持ちのご父兄方並びに一般市民の皆様のご関心も、非常に高いものがございます。

そこで、次の3点についてお尋ねをいたします。

まず、1番目に、和歌山県の平均は、小中学校ともに全国平均を下回る結果であり、順位では、中学校数学Aが37位のほかは全て40位台であり、特に、小学校国語A、これは基礎的、基本的な知識・技能が身につけているかを問う出題でございますが、全国最下位となっておりますが、本市の状況はどうか具体的にお尋ねいたします。

続きまして、2番目に、児童生徒に対するアンケート調査も同時に実施されておりますが、本市における家庭学習時間とテレビゲーム、スマホの時間は、全国平均と比較してどうなっておりますか、お尋ねいたします。

3点目に、今後の子どもの学力向上について、どのような目標を設定し、どのような対策を実施されるのか、具体的にお答えください。

以上です。

○松下議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 梅田議員のご質問の1番目、全国学力・学習状況調査についての1点目、和歌山県の平均は、小中学校ともに全国平均を下回る結果であり、特に、小学校国語Aは全国最下位であったが、本市の状況はどうかについてお答えします。

小学校の成績は、年々県平均との差は縮小し、改善の兆しはみられるものの、教科別に見てみると、依然として全国平均を2ポイントから5ポイント下回っており、中学生は、全国平均を6.5ポイントから10ポイント下回る厳しい結果となっております。小学校6年の国語Aにつきましては、5ポイント下回っているということがあります。

次に、2点目の児童生徒に対するアンケート調査も実施されているが、学校、家

庭学習時間とテレビゲーム等の時間についてはどうかについてお答えします。

まず、テレビの視聴時間ですが、小学生は全国平均並みですが、中学生は、1日2時間以上テレビを見ている生徒は、全国の56.5%に対して市は70.2%で、4時間以上では、全国の15.7%に対し市は29.3%となっております。

パソコンや携帯電話等を含めたゲームの使用時間につきましても、2時間以上使用している子どもの割合は、小学生で全国の30.3%に対し市は34.4%、中学生は、全国の35.4%に対し市は56.2%となっております。携帯電話やスマートフォンによる通話やメール等では、2時間以上の子どもは、小学生では、全国の8.7%に対し市は11.6%、中学生では、全国の32.7%に対し49.5%となっており、メディアによる娯楽時間が全国平均に比べて多く、特に、中学校では、その傾向が顕著となっております。このような状況であるため、家庭学習の時間は当然短くなっているものと考えております。

次に、3点目の今後の子どもの学力向上に、どのような目標設定をし、どのような対策を実施していくのか、具体的についてお答えします。

目標設定につきましては、かねてから小学校は、全国平均をクリアし、全国平均のクリア、中学校は、県平均のクリアを目指して取り組んできたところでございますが、今後も目標の早期達成を目指し、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

対策につきましては、今年度から小学3年生から5年、中学1、2年生を対象として、市の学力調査を実施しております。今後、この調査結果から、それぞれの学校や学年の課題が明らかになっておりますので、学校や児童生徒個人の課題解決に向けて取り組みを進めているところであり、具体的改善策等については、現在検討中であります。

また、読書と学力とも相関関係があり、本市では読書量が少ない傾向にあります。そこで、この9月から岩出図書館の職員を小学校に週1回派遣し、学校図書館の活性化と子どもの読書活動の充実に取り組むことによって、子どもたちの学力向上を側面から支援してまいります。

さらに、先ほどお答えしたとおり、家庭学習の時間が短く、メディア使用の時間が長いことなど、家庭生活の改善も必要であり、「家庭学習啓発資料いわでのこ」の改訂を初めとして、家庭への啓発強化に努めてまいりたいと考えてございます。

○松下議長 再質問を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 今、教育長のほうから答弁ございましたんですが、再質問させていただきます。

1番目に、ご父兄の皆様にも状況をきっちり説明し、家庭学習の時間をしっかり確保する必要があると考えますが、ご父兄方に対する説明会等の実施予定は考えているのかをお尋ねいたします。

2点目に、非常に最近若い先生方がふえてるという状況の中で、教員に対する指導力不足も懸念されておりますが、教育委員会として研修の充実をどのように向上させていくのかお尋ねをいたします。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 梅田議員の再質問にお答えします。

スマホ等も含めて家庭での指導力、教育力、そういったものがご必要かなというふうなことと受けとめまして、教育委員会では、今後、PTA等の役員会の方々と学力の向上も、それからスマホ等の使用も含めて、家庭学習の状況について懇談会を開催したいと考えております。そして、そのところで出された意見を取りまとめ、保護者向けの啓発のチラシ等を作成して、全ての保護者に呼びかけるとともに、各学校においては、懇談会等の機会に、保護者への啓発を強化してまいりたいと考えてございます。

また、若い先生等がふえて、そういう経験不足から、大丈夫ではないのかというご心配でございますが、教職員は基本的に情報モラル等の研修を受けております。最低限の知識は身につけているものと考えておりますが、今後、子どもや保護者に対して、さらに説得力のある指導ができるようにするため、引き続き、県教育委員会や警察等が実施する研修には積極的に参加させるとともに、校内での研修の充実に努めてまいりたいと考えてございます。

○松下議長 これで梅田哲也議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

梅田哲也議員。

○梅田議員 続きまして、子どものスマホの適正な使用についてお尋ねをいたします。

内閣府が4月に公表した消費動向調査で、多機能型携帯電話、いわゆるスマホを保有している世帯は54.7%と、5割を超えていることが判明しております。

さらに、同じく内閣府が昨年11月に実施した青少年のインターネット利用に対する調査でも、スマホの普及は拡大を続けており、小中高生が所有する携帯電話のう

ちスマホが占める割合は、小学生では13.6%、1年前と比べて6ポイントふえております。中学生では47.4%、1年前と比べて22.1ポイント増加しております。ほぼ倍増していることがわかりました。

あわせてインターネットの利用時間も長期化し、平日1日当たりの平均利用時間は約107分となり、1日2時間以上利用している人も約4割に上るなど、子どもの間でスマホの利用が急速に広がっている状況です。先ほどの同僚議員の答弁では、岩出市では中学生で49.5%という話も聞いております。

同時に、スマホの無料通信アプリ、いわゆるラインですけれども、このやりとりをきっかけとしたいじめやトラブル、事件の発生、さらには有害サイト閲覧など、子どもたちのインターネットの利用を巡っては、さまざまな課題がありますが、一方で、保護者や学校側の認識が実態に追いつくことができていないというのが現状ではないでしょうか。

そこで1番目、お尋ねいたします。

現在、全国の県教委レベルでは、小中高生のスマホなどの利用に関する実態調査を実施しているケースもあると認識しておりますが、本市では、児童生徒のスマホなどの利用状況などは把握しておられるのでしょうか、お尋ねいたします。

続きまして、文科省は、平成21年に各都道府県教委に対し、携帯電話の学校への持ち込み禁止などの通知を出し、各学校においても徹底されていることと存じますが、この通知にもあるように、学校、地域、家庭が連携し、携帯電話の利用に関するルールづくりを行うことや、身近な大人が児童生徒を見守る体制をつくっていることは、非常に重要なことだと思います。

ほかの自治体では、子どもの携帯電話利用のモラルを考えるきっかけとして、標語やポスターの募集などを行っている例や、保護者や教育関係者を対象にしたスマホ安全教室を開催して、正しい使い方やトラブルを未然に防ぐ方法などを教える取り組みを実施している例もあります。

そこで質問させていただきます。

本市においては、保護者や教育関係者を対象に、児童生徒のスマホの安全で適正な利用と危険性など、課題の認識のためのセミナーなどの開催を行ってはいかがでしょうか、ご所見をお尋ねいたします。

また、有害サイトの閲覧を制限するフィルタリングについては、先ほどの内閣調査で、初めて減少に転じ、小学生は62.2%、中学生は61.1%と、前年の調査に比べて落ち込んでおります。一方で、スマホの交流サイトを通じて、性犯罪などの被害

に遭った子どもの約9割が、フィルタリングに未加入だったという警察庁の報告もあるそうです。

そこでお尋ねいたします。

本市の児童生徒の持つスマホなどのフィルタリングの現状と、学校や家庭に対する働きかけの状況についての現況をお聞かせください。

ところで、愛知県刈谷市では、4月から、市内全小中学校で午後9時以降スマホを保護者が預かり、子どもに使わせない取り組みを開始いたしました。これは、昨年度生活指導担当教員や警察などで構成する組織が提案し、PTAの賛同を得て始めたもので、午後9時以降はスマホを親が預かる、必要のない携帯電話を持たせない、フィルタリングサービスを利用するという3点を呼びかけております。

家庭でのルールづくりに学校側が踏み込んだ先駆的な取り組みとして、文部科学省も注目し、全国各地から問い合わせも相次いでいるそうです。加えて、このスマホの夜間の使用制限の試みは、開始後1カ月で勉強時間がふえたとか、トラブルを防げるなどと、保護者や子どもから生活改善などを歓迎する声が上がっていると聞いております。

そこで提案ですが、同様の取り組みが全国で広がりつつある中、本市においても、児童生徒の夜間のスマホの使用制限に向けた取り組みを行ってはいかがでしょうか。その必要性も含め、ご所見をお伺いいたします。

○松下議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 梅田議員のご質問の2番目、子どものスマホの適正な使用について、一括してお答えさせていただきます。

まず、スマホ等の利用状況につきましては、先ほどお答えしたとおりですが、所有率で見ますと、小学校6年生で57.9%、中学3年生で88.6%となっております。なお、学校では児童生徒に対し、日ごろからスマホ等の学校への持ち込み禁止や情報モラル、便利さの裏に潜む危険性等について指導しており、特に、所有率が高くなる中学生においては、外部から専門家を講師として招き、ご指導いただく機会も設けておりますが、有害サイト接続のフィルタリングをしている家庭は、少ないのが現状でございます。

スマホの適正な利用に関するセミナー等の開催につきましては、警察や通信会社等が適正な使用についてのDVD等を作成しており、これらを保護者会で視聴している学校がありますが、今後も、啓発強化に取り組んでまいりたいと考えております。

す。

夜間のスマホ使用制限につきましては、何よりも家庭の理解、協力が必要になってくることから、PTAを通じて各家庭に呼びかけていること等が重要であり、これらの取り組みにつきましては、今後、さらなる具体策を検討してまいります。

○松下議長 再質問を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 きっちり対策のほう、よろしく願いしておきます。

再質問させていただくんですけれども、これまで市内の小学生に関するインターネットやスマホに関するトラブルやいじめ、事件の発生などはあるか、または把握しているか、保護者からの相談などの声は上がっているか、お尋ねいたします。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 梅田議員の再質問にお答えさせていただきます。

ご質問のように、学校、子どもたちの間でメールとかライン等で、例えば、返信がおくるとその仲間から外されるというふうな、そういった類いのことは学校でも教育委員会でも幾件か受けておるところであります。これらにつきましては、本当に非常にゆがんだ友達間であって、それぞれの相手の立場を考え、尊重していく姿勢ということが大事であって、こういったことを、学校では根気強く訴えていくわけでありまして、この件につきましても、同様の姿勢を全ての家庭でも保護者、そういった点訴えていくよう、粘り強くやっていきたいと考えてございます。

○松下議長 再々質問を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 スマホの適正な使用法などをいわゆる記録した、児童生徒あるいは保護者向けのいわゆるガイドブック的なものを作成、配布する提案ですが、ご所見をお伺いしたいと思います。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 梅田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

児童生徒向けとか保護者向けのスマホ等の適正な使用について、ガイドブックという点につきましては、ガイドブックにつきましては、通信会社等に大変すぐれたものを作成しているものがありますし、それからまた、インターネットにもたくさ

ん載っておりますが、これらの活用を考えていきたいと思っております。

なお、今後は、教育委員会主催で、先ほども言わせていただきましたが、PTAの役員等の方々とスマホ等の使用のあり方等について懇談会をして、その中で出された意見をまとめて、ガイドブックにかわるものとして、保護者向けの啓発のチラシ等を作成して、全ての保護者に呼びかけていくとともに、各学校においては、懇談会等の機会を通して、保護者への啓発の強化に努めてまいりたいと考えております。

○松下議長 これでは梅田哲也議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして3番目の質問を願います。

梅田哲也議員。

○梅田議員 3点目、土砂災害防止法についてお尋ねをいたします。

先ほど宮本議員からもご質問があったので、同様のことになるかもわからないんですが、先月20日に、広島市北部において局地的な本当に豪雨によってお亡くなりになられた方々に哀悼の意を表するとともに、被災された方々に心からの、まずもってお見舞いを申し上げます。

この災害等により、岩出市民の中でも土砂災害に関する関心も急速に高まっている中、土砂災害防止法について3点質問をいたします。

8月26日に、県のホームページにも公開されておりますが、住民が土砂災害の発生の可能性があるリスクを早く知ることが何より重要というふうに考えます。

それで、第1番目の質問ですが、土砂災害防止法に基づく警戒区域及び特別警戒区域は、市内に何カ所あるのか、お答えください。

それと2番目に、警戒区域及び特別警戒区域の住民への周知方法についてお聞きをいたします。

3点目に、いわゆるハザードマップへの記載時期と警戒避難体制の進捗状況についてお答えください。

4点目に、土砂災害発生時に有効な手段の1つと考えられるいわゆる砂防ダムの設置については、こういった課題があるのかお答えください。

○松下議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 梅田議員のご質問の3番目、土砂災害防止法についての1点目、土砂災害防止法に基づく警戒区域及び特別警戒区域は、市内にそれぞれ何カ所あるのかについてお答えいたします。

先ほど宮本議員にお答えしたとおり、土砂災害の現象には、土石流、急傾斜地の崩壊及び地すべりの区分があります。岩出市では、区域指定権者の件により、土石流に区分される土砂災害警戒区域は40カ所、急傾斜地の崩壊に区分される区域は44カ所、そのうち、土砂災害特別警戒区域を含むところが、土石流は30カ所、急傾斜地の崩壊については全域が指定されております。

なお、和歌山県から岩出市においては、現在公示している箇所をもって調査及び区域指定は完了したと聞いております。

次に、2点目、住民への周知方法についてお答えいたします。

住民への危険周知については、和歌山県砂防課、那賀振興局建設部、岩出市において、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域がわかる公示図書の閲覧を行っております。岩出市ウェブサイトからは、「わかやま土砂災害マップ」にリンクを張り、掲載しております。

また、本年9月5日に、和歌山県総合防災課長及び砂防課長の要請により、土砂災害危険箇所の緊急周知についてのチラシを、市役所、総合保健福祉センター、各公民館、総合体育館、岩出図書館、民俗資料館に掲示するとともに、広報いわで10月号へも掲載し、周知を図ってまいります。

次に、4点目、砂防ダムの設置については、こういった課題があるのかについてお答えいたします。

砂防ダムの設置は、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域において、土砂災害が発生した場合には有効な手段の1つであると考えられます。岩出市には、根来川、菩提川2カ所、大谷川及び住吉川の上流、計5カ所に砂防ダムが設置されており、現在、行政機関が持っている情報からは、今すぐに対策を講じなければならない箇所はないと思われまます。しかし、予想を上回るような降雨があった場合等を予想し、対策を講じなければならない箇所があるのか、今後、調査してまいります。

なお、砂防ダムの建設に当たっては、まず、砂防法による砂防指定地とすることが大前提であります。砂防指定地となった場合、掘削、樹木の伐採等の行為制限がかかることや、事業用地の取得及び工事用進入路の用地確保、借地等の課題もあると考えられます。事業実施には、地元の方々の理解と協力が不可欠であります。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 梅田議員ご質問の3番目の3点目、ハザードマップへの記載時期と警戒避難体制の進捗についてお答えいたします。

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等については、今年度作成している岩

出市防災マニュアルに掲載し、平成27年3月の市広報紙と同時に全戸配布を行い、住民に対する周知を図ってまいります。

なお、岩出市防災マニュアルに掲載する土砂災害警戒区域と洪水浸水想定区域を、市民がそれぞれわかりやすいように工夫すべく、地図作成を行っております。

次に、警戒避難体制の進捗状況につきましては、先ほどの宮本議員への答弁と重なる部分がございますが、避難勧告等の判断・伝達マニュアルに基づき対応してまいります。

土砂災害における避難勧告等の発令の判断基準につきましては、気象及び砂防関係機関等との間で情報交換を密にし、降雨状況、前兆現象の発生など広域的な状況の把握と市内巡視等を行い、現地確認より判断基準としてまいります。判断に際しては、日中、夜間を区別し、基準に基づき避難準備情報、避難勧告、避難指示を判断いたします。

住民の避難につきましては、土砂災害の場合は、集団単位での避難が想定され、市職員の避難誘導だけに頼ることなく、常日ごろから土石流やがけ崩れの恐れのない避難路を各自が把握するとともに、夜間、暴風、冠水などの条件により状況が大きく変わることから、その点を総合的に考慮した上で、避難所への避難を行っていただくこととなりますが、自主防災組織や自治会、班単位での避難訓練や最善の避難経路を確認しておくことをお願いしているところでございます。今後も、予測による避難勧告等発令の空振りを恐れることなく、住民の安全確保に努めてまいります。

○松下議長 再質問を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 2点質問させていただきます。

先ほど、岩出市では、土砂災害危険箇所の調査、区域指定は完了したと答弁いただきましたが、和歌山県全体の調査はどうなっているのか、お答えください。

2点目に、市内において土砂災害防止法に基づく警戒区域及び特別警戒区域内に避難箇所はないのか。広島市の場合は、指定箇所があったと聞いておりますが、以上2点についてお尋ねをいたします。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 梅田議員の再質問、岩出市は、土砂災害危険箇所の調査区域指定は完了したということから、県全体の調査はどうなっているのかについてお答えいた

します。

和歌山県における土砂災害危険箇所は1万8,487カ所であり、平成26年8月末時点で、6,363カ所の調査が完了し、このうち土砂災害警戒区域として5,636カ所が指定されており、全体の約30.5%となっています。また、特別警戒区域は3,054カ所指定されています。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 梅田議員の再質問にお答えいたします。

土砂災害防止法に基づく警戒区域及び特別警戒区域内に市の避難所はないのかというご質問でございます。警戒区域及び特別警戒区域内における避難所はございません。

○松下議長 これで梅田哲也議員の3番目の質問を終わります。

以上で梅田哲也議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前11時10分から再開いたします。

休憩 (10時55分)

再開 (11時10分)

○松下議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

7番、山本重信議員、発言席から一問一答方式で質問を願います。

山本重信議員。

○山本議員 7番、山本重信です。議長の許可を得ましたので、3点について質問をいたします。

まず、1点目、高齢者福祉について質問をします。

高齢者の福祉施策として、各市町村それぞれ独自の施策を講じられています。また、高齢者の方たち自身でも独自の努力をされています。市では、お年寄りが元気で長生きできる施策が強く求められています。他の市町村の対策としてユニークな方法を紹介します。

まず、家の中に閉じこもり運動機能が低下し、介護の世話になっていると思われる施策として、お年寄りが興味を持ち、みずから自分の意志で出かけたと思える施策を講じられている方法として、1つには、カジノや麻雀教室、喫茶サロン等の運営をして、高齢者自身がみずから行きたい、また、お友達に会いたい等の理由により、閉じこもりを防止し、高齢者の方たちに外出する機会をつくり成功している

事例等があります。

ある市では、これらの積極的施策により、平成23年度実績で介護保険利用者が全国平均で17.45%とのところ、10.2%の実績を上げられ、実に7%以上向上の実績を上げられています。最近では、閉じこもり防止策として、多くの市町村で高齢者の方たちの要望の多いパークゴルフ場を整備し、お年寄りがみずから行きたいと思える環境を整備し、対策を講じられ成功した事例も報告されております。

次に、県でも健康推進室制度を取り入れるそうです。岩出市でも考えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

そこで質問です。

1点目、高齢者の方たちの元気で長生きできる施策として、屋外を利用する方法や施策として、パークゴルフ場の新設や他の施策をお考えなのか、お聞きをします。

2点目、県では、長野県で実施し、成果を上げられている健康推進員制度を取り入れるそうですが、岩出市の取り組みはあるのか、お聞きします。

以上、2点です。

○松下議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 山本議員の一般質問1番目の高齢者福祉についてお答えします。

1点目の高齢者の元気で長生きのための屋外を利用する施策として、パークゴルフ場の新設や他の施策をお考えなのかについてでございますが、元気で長生きするためには、適度な運動や栄養バランスがとれた食習慣、規則正しい生活習慣を身につけることが大切であります。市では、住みなれた地域でいつまでも生き生きと過ごせるよう、各種検診や健康講座等さまざまな保健事業を初め、介護保険事業においては、運動機能の向上を図るシニアエクササイズ等、各種介護予防教室を実施しているところであります。

また、仲間づくりや生きがいくりの取り組みとしましては、ふれあい学級や各種文化教室を開催するなど生涯学習の推進に努めているところであり、それ以外には、高齢者の働く場や社会参加を促進するため、社会福祉協議会や老人クラブ、シルバー人材センター等に助成するなど地域社会の活性化に向けた支援を行っております。

議員ご提言のパークゴルフ場の新設についてであります。パークゴルフは最近人気のスポーツであり、競技人口も増加していることは認識しております。パークゴルフ場を新設する場合は、18ホールとして1万2,000平米以上の面積が望ましい

とされており、駐車場などの周辺整備を含めれば約2万平米以上の広大な敷地が必要なことから厳しいものがあります。

他の施策につきましては、自分の健康は自分で守る観点から、まず、手軽にできるウォーキングやジョギングを日常生活に取り入れていただくだけでも、十分生活習慣病の予防にもなり、スポーツを行う場合の基礎体力づくりにもつながると思います。

また、現在、体育協会には既設の施設を利用し、屋外で活動するペタンクやグラウンドゴルフ、ゲートボール、テニスなどの競技団体があり、高齢者の方にも参加いただいております。

市といたしましては、現在、介護保険事業計画、高齢者福祉計画を策定しているところであり、当該計画作成委員等の意見を伺うなど、高齢者が住みなれた地域で生き生きと安心して暮らせる社会の実現に向け、引き続き、社会参加を促進する施策や生きがい、健康の維持増進につながる事業など高齢者施策の推進に努めてまいります。

続いて、2点目、県では、健康推進員制度を取り入れるそうだが、岩出市での取り組みの考えは、についてお答えします。

健康推進員は、県民の健康向上を図り、健康長寿日本一和歌山の実現に向け、市町村が実施する各種検診や健康教室等保健事業を支援する役割を担うもので、健康づくり事業の推進役として平成26年6月に創設されたものであります。本市では、現在、母子保健推進員や食生活改善推進員のご協力をいただき、子育て支援や食生活改善推進活動を初め、健康推進員の主な活動の対象となる各種検診や健康教室等市民の健康づくりや保健事業を推進しているところであります。

また、今年度県が行う健康推進員養成講習会に両推進委員会から20名の推進員が受講を予定しており、次年度以降も計画的に講習を受けていただくなど、今回、県において創設された健康推進員としても活動していただける推進員の充実に努めるとともに、市民の健康意識の向上と自主的な健康づくり活動につなげられるよう、各推進員の資質の向上と活動強化を図ってまいりたいと考えております。

○松下議長　これで山本重信議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

山本重信議員。

○山本議員　2点目の質問をいたしますが、先ほどから学力の調査の話がたくさん出てますので、重複する部分はもう答弁結構ですので、2点目、子どもたちの教育と

安全対策について質問をします。

長崎県佐世保市で高校1年生による痛ましい事件が発生しました。新聞報道によりますと最愛のお母さんの死亡や、お父さんの再婚等々で、この女子児童、日ごろから問題が多く発生していたようです。小学校時代にクラスメイトの給食にベンジンや漂白剤を計4回も混入させています。被害に遭った生徒は体調を壊し、病院で手当を受けたと報告もされております。

また、市の幹部は、この混入事件を市の教育委員会や市議会に報告しなかったと明らかにしております。その理由として、担当者レベルで対応できると判断したと説明しています。

また、精神科医の診断ですと、この生徒、小学生時代に薬物混入事件を起こし不登校となり、中学生時代には父親を野球のバットで殴打し、実母まで殺害しかけたと話しているそうです。また、猫の解剖をしたりし、精神科医は、このままいけば人を殺しかねないと、匿名で県福祉保健部に通報しておりました。担当者によると、匿名のため特定できず放置したとされております。

この生徒、人を殺し、解剖してみたかったと話しているそうです。私が思いますのに、子どもは明らかに病気です。問題が発生し始めた小学生時代に入院等で適切に対応されていれば、今回の事件は未然に防止できたような気がします。子どもの将来にも明るさが見えたのではないのでしょうか。親御さんによると、病気のため病院に入院させたかったが、入院を断られたということです。岩出市では、このような事例の対応策は考えられているのでしょうか。

次に、朝日新聞に居所のつかめない子どもが、全国で1,588人いると報道されています。私の知り合いの子ども家があるのに最近姿を見かけません。気になっております。岩出市では居所の不明な子どもがいるのかどうか、お聞きをいたします。

続きまして、8月25日の新聞で全国学力調査結果が発表されました。和歌山県下の子どもたちの成績を見て、県教育委員会は危機的状況と新聞報道されていますが、私は、順位はともかくとして、点数の底上げができて、逆によく頑張ってるなど理解をしております。全国での総合順位は下がっていますが、全国平均点からいずれも科目も2から3ポイント低い点数で推移しており、少し頑張れば手の届く範囲だと考えます。

今まで成績を公表しなかった理由として、成績を公表すると学校を序列化される危険があるからだと言われますが、でも、よく考えてみてください。世の中に出ると全て生き残りをかけた競争社会です。これらに対応できない子どもたちが不登校

となり、大人になってもひきこもり生活をしているのではないのでしょうか。現在の競争社会に対応できる子どもの教育には、学力公表が必要だと考えます。岩出市の学校別の学力公表をするべきだと考えますので、お考えを聞かせてください。

そこで質問です。

1点目、長崎の女子生徒の問題に対して、教育長はどのような見解をお持ちなのか。

2点目、今回の事件、岩出市としてどのような具体的な対策をお持ちなのか。また、再発防止策を聞かせてください。

3点目、所在不明の子どもが全国で1,588人います。和歌山県下では2名ですが、岩出市に該当する子どもはいるのか、聞かせてください。

4点目、子どもたちが現在の競争社会に対応できるようにする教育には、学力公表をするべきだと考えます。公表内容を詳しく、公表に至った経過・公表する狙い等々を聞かせてください。

以上です。

○松下議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 山本議員ご質問の2番目、子どもたちの教育と安全対策についてのまず、1点目、教育長の見解と2点目の具体的な施策、再発防止策について、一括してお答えさせていただきます。

ことしの7月14日に長崎県佐世保市で公立高校に通う女子生徒が同級生の女子生徒に殺害されるという事件が発生いたしましたことは、本当にまことに痛ましく、大変胸の痛む思いをいたしております。長崎県の佐世保市においては、10年前にも小学6年生の女子児童が、同級生に殺害されるという痛ましい事件が発生しており、長崎県では、この事件の反省のもとに、命を大切にすることを育む教育に熱心かつ先進的に取り組まれてきた経過がありますが、今回同様の事件が発生したことに、全国の教育関係者はもとより社会全体が大きな衝撃を受けているものとして、重たく受けとめてございます。

私といたしましても、今回の事件を決して対岸の火事とすることなく、本市でも発生するかもしれないという危機感を持って、今後、特に児童生徒の心の問題など、本市教育の生徒指導のあり方について考えてまいりたいと考えております。

次に、施策についてであります。本市でもこの事件を受けるまでもなく、命を大切にすることを育む教育、心を育む教育は、学校教育活動の根幹にあるものとして、各教科

の授業や道徳はもとより学級活動、児童会、生徒会活動、学校行事等の特別活動などあらゆる教育活動を通じて、ふだんから取り組んでいるところです。

さらに、心の問題などの課題を抱える児童生徒への対応については、全ての教員がカウンセリングマインドを持ち、アンテナを高くして、個々の児童生徒の状況を把握するとともに、日ごろから保護者との連絡を密にするよう努めております。

また、個別の対応が必要な場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、市教育委員会、学校と医療機関を含む関係機関が積極的に連携してケース会議を行うなどしているため、深刻な事態につきましては、積極的に医療機関等につないでまいります。

しかし、これらの連携等の取り組みだけでは、子どもの心の奥の問題や家庭の状況がつかみきれない場合もあることから、今後、さらなる関係機関との連携強化に努めてまいります。気になる子どもの状況がありましたら、ご連絡いただくなど地域の皆様への協力も呼びかけてまいりたいと思います。

次に、3点目の所在不明児童につきましては、現在、本市では、議員ご指摘のような所在不明の児童生徒はおりません。

次に、4点目の学力テストの公表についてお答えさせていただきます。

先ほどからありますので、省ける部分は省いてということではありますが、全国学力・学習状況の結果の公表につきましては、先ほどからお答えしておりますように、市全体の学力の状況や生活の状況について、全国平均と比べた特徴的な概要や今後の対策をあわせて公表することにしております。

また、学校名を明らかにした各学校の個別の状況については、公表しないということにしております。また、各学校の状況につきましては、それぞれの学校において市と同様の内容で公表することにしております。

今回、市として初めて公表に至った経過やねらいについてでございますが、今回、実施要領が変更になったのを機に、市や学校のこれまでの取り組みや成果及び課題等を保護者や市民の皆様にお知らせするとともに、改善に向けて家庭や地域の皆様の理解や協力をお願いすることを狙いとしてございます。

○松下議長　これで山本重信議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

山本重信議員。

○山本議員　3点目、橋の安全対策についてお聞きします。

広島市の土石流の災害で多くの人命が失われ、また、家屋の損傷も甚大となって

います。ここに砂防ダムがあれば、また、早目の避難指示があれば等々考えます。被災された方々にはお悔やみを申し上げます。以前、質問しました他府県との災害協定を早く結び、有事の際にはともに助け合うべきだと申し上げてきましたが、今回の災害よい機会ですので、助け合いながら協定を結ばれるべきだと思っております。

話を本題に戻します。

この写真を見てください。総合体育館前の川に誰がつくられたのかわかりませんが、場所的には中迫近郊の農家の方がつくられたかと思いますが、古い老朽化した幅1メートルにも満たない細い橋がかかっています。昔、農作業時に通行した橋だと思いますが、この橋渡ってみますと、中央付近で大きく上下にバウンドして揺れて、今にも落下しそうです。橋の両側には赤い「そうへいちゃん」が川の両側に頑張っておりますが、危険表示しておりますが、下部の鉄板も腐食していると考えられます。早急な撤去も含めた対策が必要だと考えます。答弁をよろしく願いいたします。

○松下議長 答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 山本議員ご質問の3番目、橋の安全対策についてお答えいたします。

議員ご指摘の橋は、山田川にかかる落合橋で、山田川の河川改修時に木橋から現在の橋にかけかえられたもので、中迫地区から荊本地区への必要な道路であるとともに、農作業用にも利用されています。落合橋については、老朽化が進んでいたことから、昨年、河川管理者である県に対して、補強工事の要望を行っていました。加えて、今年度、中迫区から出された市政懇談会での意見を受け、再度、県に要望したところ、補強については現地調査の上、対策を検討していくとの回答をいただいております。対策後は、岩出市で管理してまいります。

また、このようかけかえられた橋はほかにもありますが、どの橋も現在のところ危険な状態ではないと伺っています。

なお、市管理橋については、幹線及び橋長15メートル以上の耐震化、長寿命化の点検業務を既に行ったところではありますが、そのほかの橋梁につきましても、近接目視による点検を行ってまいります。

○松下議長 これで山本重信議員の3番目の質問を終わります。

以上で山本重信議員の一般質問を終わります。

通告5番目、8番、三栖慎太郎議員、発言席から一問一答方式で質問を願います。

三栖慎太郎議員。

○三栖議員 8番、郁青青クラブ、三栖慎太郎でございます。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

1点目は、根来小学校新運動場トイレの水洗・洋式化についてです。自身、この問題を取り上げるのは2度目ですが、根来小学校の子どもたちや保護者の方々から、常日ごろより強い要望を頂戴していますので、繰り返し質問をいたします。

以下、9つのポイントに絞って確認していきますので、市民の皆様にもわかりやすい明瞭な答弁をお願いいたします。

1、根来小学校新運動場トイレの施工年は。

2、施工時、水洗・洋式化しなかった理由は。

3、現在、その理由（問題）は解消されているのか。

4、下水道直結以前の水洗・洋式化は技術的に可能か。

5、可能な場合、どういった方法があるのか。

6、その方法で施工する場合の概算費用は。5番で複数種の回答があった場合はそれぞれお願いします。

7、順調に認可が進んだ場合、当該地区の下水道接続の時期、改めて伺います。

8、前回、緊急性、必要性が低いと答弁されていましたが、では、それらが緊急性、必要性が高い優先案件とは。これについては、少なくとも5案件程度以上の具体的な回答を求めます。

9、和式、くみ取り式トイレが余り近づきたくない場所となっているため、排せつを無理に我慢したり、からかわれたりするのが嫌でトイレに行けなくなるなど、子どもの健康面や精神面に問題が出ているとの理由から、文科省は、子どもの学習、生活環境の改善という視点に立ち、学校トイレの見直しを進めていますが、子どもたちの健康面や精神面の問題は、岩出市教育委員会にとって緊急性、必要性が低い問題なのか。

以上9つの点についての質問をお願いいたします。

○松下議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○谷中教育部長 三栖議員のご質問の1番目、根来小学校新運動場トイレの水洗・洋式化を直ちにについてお答えします。

まず、1点目の小学校新運動場トイレの施工年は、昭和55年9月です。

次に、2点目の施工時、水洗・洋式化しなかった理由はと、3点目の現在その理

由、問題は解消されているのかについてですが、水洗化しなかった理由は、当時、浄化槽からの水の放流に下流の同意が得られなかったためで、洋式化しなかった理由は、当時は和式が主流であったためです。現在、水の放流については、問題は解消してございます。

4点目の下水道直結以前の水洗・洋式化は技術的に可能かと、5点目の可能な場合、どういった方法があるのかと、6点目のその方法で施工する場合の概算費用はについてですが、合併浄化槽による水洗化・洋式化は技術的には可能で、費用は概算で約2,300万円と見込んでおります。

7点目の順調に認可が進んだ場合、当該地区の下水道接続の時期はにつきましては、平成31年度以降となる見込みでございます。

8点目の前回、緊急性、必要性が低いと答弁されていたが、では、それらが高い優先案件とはについて、施設や消防の定期点検で指摘されたふぐあいの改善や老朽化した床の張りかえ、校舎の雨漏り等、学校の改修工事につきましては、予算を考慮しながらも安全面を最優先し、市内8校全体を見渡して進めております。

9点目の子どもたちの健康面や精神面の問題は、市教育委員会にとって緊急性、必要性が低いのかについてですが、教育委員会として、子どもたちの健康面や精神面の問題は何より重要な問題であり、日々、健康面や精神面には万全を期すよう努めているところでございます。

○松下議長 再質問を許します。

三栖慎太郎議員。

○三栖議員 8番の緊急性、必要性が高い優先案件であるご説明をいただきましたが、もう少し、市民の方が具体的にイメージできるように具体的にお願いをいたします。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部次長。

○秦野教育部次長 三栖議員の再質問にお答えいたします。

優先度の高い工事の具体例ということでございますが、先ほど教育部長が申し上げた以外に、例えば、毎日使います子どもの手洗い場の改修であったり、あるいは、もう長い間特別教室で使っていたエアコンが古くなって取りかえたり、そういったことがございます。

○松下議長 再々質問を許します。

三栖慎太郎議員

○三栖議員 今回の一般質問で確認した9つの問題というのは、一般質問に取り上げ

るまでもなく、個別に確認すればすぐわかるようなことだったんですが、あえて一般質問で取り上げさせていただきました。それはどうしてかと申しますと、下水道直結まで、要は水洗・洋式化しないんだという共通認識が、市役所職員の皆様、学校関係者の皆様の意識の中に固着してしまうことを憂慮しておりますので、私が、大変憂慮しておりますので、その点を思い出していただく、それまでも、国、県等からの補助金があれば、浮いたお金があるときには、ぜひともやっていただきたいという思いを持って、質問をさせていただきます。

ですので、関係者の皆様には、何とぞ共通認識を固着させないで、技術情報を最新に保ち、トイレの技術情報ですね、を最新に保ち、国県等の補助金にも常に注意を払っていただき、先入観を排除して、虚心坦懐にこの問題を常に心の中に置いていただきたいという思いで質問をさせていただきました。

この件に関しましては、いつも生活福祉部長におつき合いをいただいております中学生の入院助成と同じように、皆様に思い出していただく意味も込めまして、都度都度、質問をさせていただきますので、ぜひとも情報収集を怠りなく、日々の業務に取り組んでいただきたいなというふうに考えております

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部次長。

○秦野教育部次長 三栖議員の再々質問にお答えいたします。

以前にもお答えさせていただいたと思いますが、新運動場のトイレにつきましては、あくまでも緊急用のトイレとして位置づけてございます。先日も子どもたちの使用状況を確認してまいりましたが、今運動会の練習で大勢の子どもたちが一度に運動場に出て利用しておりますが、その中でも使用状況は非常に少ない状況です。そういったことから、教育委員会としましては、現在のところ、優先順位は低いものと考えてございます。ご理解のほどよろしく申し上げます。

○松下議長 これで三栖慎太郎議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして2番目の質問を願います。

三栖慎太郎議員。

○三栖議員 2点目は、原材料支給について伺います。

こちらは、市民の方々から要望を頂戴しているのはもちろんですが、先般、実際にこの制度を利用し、側溝のコンクリートぶた交換をボランティア数名で行った上で、切実に感じた問題点を質問にしています。

以下、5つのポイントに絞って確認していきますので、市民の皆様にもわかりや

すい、明瞭な答弁をこちらもお願いたします。

1、直近3年間の利用実績は。できれば件数、金額、主な用途別にお願いたします。

2、数百世帯が対象の区と数十世帯の自治会では、管理する認定外道路等の規模も相当違うため、支給限度額に管理範囲に応じた差をつける必要があるのではないかと。

3、さらに団体の計画に合わせて、複数年分の一括補助の仕組みも有効ではないかと。

4、年1回10万円で購入できる原材料は非常に限られているが、市としては、こういった地域住民による協働活動工事を想定しているのか。

5、例えば、コンクリートで固着された重量100キロを超えるコンクリートぶたは、市で貸し出してくれる側溝コンクリートぶた脱着機と素人5人では、交換作業ができませんでした。市がよく言うように、さらなる地域住民による協働を求めるのなら、支給対象を重機の借上料、消耗品、これは機械損料とか燃料費等ですね。あと、人件費等まで拡大する必要があると考えるが、どうでしょうか。

以上です。

○松下議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 三栖議員ご質問の2番目、原材料支給に関して年1回、10万円の原材料のみで支給、どのような道普請等ができるのか。

1点目、直近3年間の利用実績は。件数、金額、主な用途についてお答えいたします。

平成23年度、道路は14件、金額は91万4,922円、水路は2件、金額は6万8,885円、農道は3件、金額は22万6,231円、農業用水路は3件、金額は19万9,027円、計22件、金額は140万9,065円。

平成24年度、道路は10件、金額は76万60円、水路は5件、金額は33万5,731円、農道は5件、金額は29万9,392円、ため池は1件、金額は4万5,675円、農業用水路は3件、金額は19万9,699円、計24件、金額は164万557円です。

平成25年度、道路は10件、金額は94万5,747円、水路は4件、金額は23万5,325円、農道は3件、金額は29万2,882円、ため池は1件、金額は4万7,250円、農業用水路は2件、金額は16万3,905円、計20件、金額は168万5,109円です。

主な用途は、道路では、生コンクリート、アスファルトコンクリート、グレーチ

ング、ネットフェンスです。水路では、生コンクリート、コンクリートブロックです。農道では、生コンクリートです。ため池では、真砂土です。農業用水路では、生コンクリート、コンクリートブロック、U型鉄筋コンクリートです。

次に、2点目、支給限度額に管理範囲に応じた差をつける必要があるのかについてお答えいたします。

原材料支給制度は、市道以外の道路及び水路施設を受益者において施工する場合の小規模な工事に要する原材料を支給するものです。岩出市では、大規模な改修工事等につきましては、幅員や水路敷幅、また、地元分担金の条件はありますが、市が事業主体となって実施しております。原材料費は、区自治会等において、小規模な工事に対して地元区の費用で整備していただく手助けとして、10万円以内で支援するものであります。したがって、区自治会等の規模や区域面積に応じた差は設けておりません。

また、規模が大きい区自治会につきましては、区費が相応となっていると考えられますので、差をつける必要がないと考えております。

次に、3点目、さらに団体の計画に合わせて、複数年分の一括補助の仕組みも有効ではないかについてお答えいたします。

予算の範囲の中で、原材料支給を多くの区自治会等にできる限り分配できるように考えているため、複数年度にわたる箇所を一括補助する考えはございません。

次に、4点目、こういった地域住民による協働活動工事を想定しているのかについてお答えいたします。

先ほどもご答弁させていただきましたが、大規模な事業は市で実施しておりますが、小規模な工事に対して、地元区の費用で整備していただく手助けとして、10万円以内で支援するものであります。

地域住民による協働活動工事の現状は、道路、里道の舗装工事、水路修繕工事、コンクリートぶたの取りかえ工事、ネットフェンス設置等、さまざまありますが、工事の是非は問いません。

次に5点目、支給対象を人件費等まで拡大する必要があるかどうかについてお答えいたします。

人件費等については、該当するものではありません。

○松下議長 再質問を許します。

三栖慎太郎議員。

○三栖議員 まず、1点、その年によって若干利用金額の総額に違いがありますが、

予算に対する利用率は、この3年間大体どのくらいになっているのかを教えてください。

それと、小規模な改修を対象にしているというふうにおっしゃっていただきました。5番目で質問をしております、まさに小規模、側溝コンクリートぶたを5枚かえるという作業を先日したわけなんです、これは予算の関係で10枚程度がたがきしているふたを、10万円で購入できる範囲内に絞るために、半分の5枚交換して、半分のがたつきを抑えたという形になっております。

この際に、コンクリートは発注ができましたので、コンクリート会社さんが持ってきてくれたんですが、もともとついていた古いコンクリートぶたを、やっぱりモルタルでぴったり固着されていたりします。そういうときに、例えば、電動のドリルがあつたりしたら、すごく作業がはかどるだろうと、素人の感じでも思いました。

あと、そのときは偶然、京奈和で工事をされている建設会社さんの方がお手伝いをしてくださって、事なきを得たんですが、新品だと120キロぐらいあるコンクリートぶただったんです。これをユニックなしに運ぶ、細い道の奥のほうにあるコンクリートぶたでしたので、人力で運ぶコンクリートぶた取り外し機で、2人で抱えて運ぶというのは、強烈に大変でした。というかできませんでした。このときにもしユニックが借りれば、操作員と一緒に借りれば、すごく助かったのになという思いを実感として持ったので、質問をしています。

ぜひとも、一度、作業している状況を見に来ていただいて、何が足りないのか、何があれば便利なのかというようなところを、部長にわざわざお越しいただく必要はないですけれども、現場に出てらっしゃる方々に、実際見ていただければなというふうに感じておりますが、いかがでございましょうか。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 三栖議員の再質問にお答えいたします。

まず、原材料の支給、予算に対する支給率といったところですが、まず、平成23年度、23年度におきましては、予算、総額で248万8,000円となっているところ、140万9,065円の実績でございまして、平成24年度、218万8,000円の予算に対しまして164万557円、25年度、218万8,000円に対しまして168万5,109円となっております。

それから、原材料の支給ということにつきましては、先ほどもお答えさせていた

できましたように、小規模な工事に対応していただいているということで、現在の方法、やり方ということで、今後も踏襲していく予定でございます。

それから、最後に、現地に一度見に来てという話なんですけれども、現地で常々、土木課を含め職員いろいろなところで現場材料、また見せてもらったり、要望あるところにつきましては、まず、こういった原材料の対象なのかどうかというところも含めまして、現地へも出向かせていただいております。今後も、そういう、さらにそれで、地元で作業をやって、こういう状態なんだということがございましたら、基本は今の原材料の考え方でいかせていただきますけれども、現場はこういう状況なんだということに関しましては、現場を見せていただくことはやぶさかではございません。

以上でございます。

○松下議長 再々質問を許します。

三栖慎太郎議員。

○三栖議員 部長のほうから、小規模な改修をとということだったんですが、コンクリートぶたをかえるって物すごく小規模ですね。里道、認定化道路って割と古いところが多いので、コンクリートぶた等も昔のものはやっぱり頑丈につくっているの、物すごく重いんですよ。ですから、やる気はあります。人力でも何でもやる気はあるんですが、やる気に少しお手伝いをしていただければ、より協働が進むだろうということを思っていますので、ぜひとも、その辺はお含みおきをいただきたいと思えます。

後日、土木課のほうに行って「コンクリートぶた120キロもあって、重たかったんよ」というお話をしたりしたら、コンクリートぶたの真ん中の部分だけを空洞にして、鉄製のグレーチング軽いのを入れるとかっていう、おもしろい方法を教えてくれたりしたんですね。ですから、こういう市民がボランティアで協力して、協働で頑張りますよというときには、土木の方々の、そういう新しいアイデアみたいなものも積極的に教えていただいて、なるべく原材料支給の範囲で、楽に安全に作業ができるように、もっともっと市民の中に入ってきていただいて、ご指導いただければなと思いますので、その点をよろしくお願いします。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 三栖議員の再々質問にお答えいたします。

先日も土木課のほうに来ていただいて、いろいろと土木課の職員と、土木課の職

員からも提案をさせていただいたと、今後もそういったいいアイデアとか、それから協働方法を何かということで、ご提案ということについてお答えいたします。

もちろん土木課職員、これまでもそうなんですけれども、よりよい方法、市民の方とどういった形で取り組んでいけばいいのかということについては、既にもう実行もさせていただいてるところです。今後も、さらにそういう話し合いの場、機会を持って、よりよい方法で市民の皆様がいい状況になるように努めていきたいと考えております。

○松下議長 これでは三栖慎太郎議員の2番目の質問を終わります。

以上で三栖慎太郎議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開いたします。

休憩 (11時55分)

再開 (13時15分)

○松下議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告6番目、9番、田畑昭二議員、発言席から総括方式で質問を願います。

田畑昭二議員。

○田畑議員 9番、田畑昭二です。議長の許可を得ましたので、さきの通告に従いまして2点質問をいたします。

まず、1点目につきまして、子ども医療費の件についてであります。

子どもの医療費を全部または一部を助成することにより、子どもの健全な育成に寄与し、児童福祉の向上が図られる目的として、子ども医療費助成制度を単独で実施している自治体はかなり多くなってきております。我が岩出市におきましては、現在、未就学児の入院、通院、小学生の入院は、自己負担分については、全額助成されております。小学生の通院、中学生の入院、通院は、3割の自己負担となっております。

和歌山県内の市町村におきましても、かなりの自治体で、乳幼児等医療費助成制度が拡充されてきております。当市は若い世帯が多く、子ども・子育て支援の最も必要な重要施策の観点から、今までに私がかねてより要望してまいりましたファミリーサポートセンターの設置や病後児保育の設置、通学路の総点検による安全性の確保等さまざまな分野で対応してきていただいております。これらの件につきまして、多くの保護者の方から喜ばれております。

このたびの子ども医療費助成につきましては、多くの保護者の方からの要望も多く、他施策とのバランスも必要ではあるとは思いますが、周辺自治体との均衡面から、ぜひとも小学生の通院、中学生の入院、通院の自己負担分3割分からの軽減による助成措置がとれないか、切に要望をいたします。

2点目は、地域包括ケアシステムについてであります。

戦後のベビーブームに生まれた団塊の世代が75歳以上になる2025年には、全世帯に占める高齢者のみの単身及び夫婦の世帯割合は、2010年の20%から約26%になると予想されております。また、日常的に介護が必要な認知症高齢者も280万人から470万人に達すると見られております。

また、2012年には、2.4人で1人の高齢者を支えていた時代が、2050年には、ほぼ1人に1人の高齢者を支える肩車型の超高齢社会へ移行すると予想される一方で、厚生労働省の調査では、介護を受けながら自宅で暮らしたいと望む高齢者が、74%に達しております。増加する一方の社会保障費、不足する介護の担い手という超高齢社会にあって、高齢者が住みなれた地域で、自分らしい生活を続けられる新しいケアシステムの構築が必要となってまいります。

こういった背景から、地域包括ケアシステム、すなわち高齢者が住みなれた地域で自分らしい生活が送れるよう、一体的に医療や介護などの支援サービスを受けられるシステムを整備していくことでもあります。そのためには、「住まい」「介護」「介護予防」「生活支援」「医療」の5つの要素が一体的に提供される必要があります。

そこで、各自治体の特色に応じて対応しなければならず、当市におきまして、今後2025年をめどに整備されていくものと思われませんが、どのような方向性で具体的に実施、推進されようとしているか、お答え願います。

以上2点よろしく申し上げます。

○松下議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 田畑議員ご質問の子ども医療費の自己負担分の軽減措置についてお答えします。

子ども医療費助成制度は、それぞれの自治体の判断で実施される地方単独事業であり、本市では、子育て支援施策の1つとして、医療機関への受診機会が多い低年齢児にかかる医療費を助成することにより、保護者の経済的負担を軽減し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に実施してまいりました。

しかしながら、住んでいる地域によっては、同じ医療サービスを受けても制度内容が異なるため、子育て世代間で不公平感を生じさせる結果につながっていることは事実でございます。本来、こうした制度は、国の責任において、全国的に統一された制度の中で、全ての子ども・子育て家庭に平等に提供されるべきものであり、毎年、県、近畿、全国の各市長会において、子ども医療費無料化制度の創設を国に働きかけていることは、過去の一般質問においてお答えしてきたとおりであります。

また、市議会におかれましては、平成25年12月17日付で、市議会議長名による国において、子ども医療費助成制度の創設を求める意見書が提出されておりますが、国においては、現在のところ、その道筋は示されていないのが実情でございます。

議員ご質問の自己負担分の軽減措置についてであります。市としての基本的な考え方につきましては、これまでご答弁申し上げてまいりましたとおりであり、引き続き、国に対して制度の創設等要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

続きまして、2番目の地域包括ケアシステムについてお答えします。

地域包括ケアシステムは、高齢者が住みなれた地域で暮らしていく上で、何らかの支援が必要な状態であっても生活が続けられるよう、必要なサービスや支援が受けられる仕組みであります。

ご質問の今後の方向性についてであります。地域支援事業においては、介護保険制度改正により、これまでの通所介護や訪問介護について市町村が中心となり、地域の実情に応じて多様なサービスを充実させるもので、介護予防、日常生活支援総合事業として実施することとなります。

市では、こうした体制づくり等を把握するため、サービス利用者や担当ケアマネジャーに実態調査を実施したところであり、引き続き、サービス事業者についても意向調査を実施していく予定としております。

次に、認知症高齢者等への適切な支援につなげられるよう、医療や介護、民生委員等、多職種の方々の参加により、地域ケア会議を定期的で開催しているところがあります。

また、医療と介護の連携については、那賀圏域医療と介護の連携推進協議会において、問題意識と情報を共有し、ネットワーク構築に向け、さまざまな協議が進められております。

市といたしましては、今後、ますます高齢化が進行し、高齢者の単身世帯や夫婦世帯が増加していく傾向にある中、こうした仕組みづくりには、公的な制度による

ものだけではなく、お互いに支え合う地域づくりに向けた体制整備についても、現在進めている介護保険事業計画等策定委員と幅広く意見を伺いながら、取り組んでまいりたいと考えております。

○松下議長 再質問を許します。

田畑昭二議員。

○田畑議員 まず、1点目の子ども医療費の軽減措置についてであります。先ほども私、申し上げましたとおり、当市におきましては、子育て支援の重要度は非常に大きいものがあります。また、消費税アップに伴う家庭経費の圧迫や実質賃金の低下等、子育てをされている環境は非常に厳しくなっております。今こそ、周辺自治体との均衡も勘案しなければなりません。

ちなみに、周辺和歌山県内の周辺市の状況を申し上げますと、実はきょう、新聞朝刊に発表されておりました和歌山市、現在、入院、通院、小学校の入院が無料です。きょう新聞に載っておりましたのは、中学校の入院が明年の4月から無料化実施ということで、きょうは新聞紙上に発表されておりました。

海南市につきましては、就学前の入院、通院と小学校の入院、そして中学校の入院が無料化されております。

紀の川市におきましても、就学前が入院、通院、小学校の入院、通院、そして来年からは、中学校の入院も無料化が予定されております。

橋本市におきましては、就学前が入院、通院及び小学校の入院、通院が無料化されております。

有田市は、就学前の入院、通院と小学校の入院が無料化されています。

御坊市は、未就学の入院、通院と小学校の入院、通院が無料化されております。

田辺市におきましては、就学前が入院、通院及び小学校が入院のみ無料化なされております。

新宮市におきましては、就学前入院、通院と小学校の入院と中学校の入院が無料化なされております。

このように、周辺自治体との均衡も勘案された上で、当市につきましても、子ども医療費の自己負担分の軽減措置を、ぜひとも明年より実施していただきたいと切に願うものであります。再度、お答え願いたいと思います。

それと、2点目、地域包括ケアシステムにつきまして、今後10年間かけて整備がなされていくということで、国のほうからも発表がございました。当市においても、今答弁ありましたように、いろいろ調整等これから意見等を聞きながら、当市にふ

さわしいシステムが構築されていくということですが、もう少し具体的に、何点か再質問をさせていただきます。

現状及び今後につきまして、まず1点目、2025年までに、岩出市にとって75歳以上の人口はどのように推移していくか、お答え願いたい。

2点目は、高齢世帯、独身世帯の推移がどのように推移されていくか、お答え願いたい。

3点目、市としての介護サービスの充実がさらに必要となってくるわけですが、ケアマネジャーの質の向上が非常に大事になってきますが、その対応をどのように考えられておるか。

4点目、特養の待機者の実数は把握されているか。

5点目、今後、ますますふえる認知予防対策は、どのように取り組まれようとしているのか、また、強化されようとしているか。

6点目、老人ホームへの住みかえによる空き家対策も今後考えていかなければならないと思われませんが、今臨時国会で、空き家対策特別措置法が提出されようとしております。今後、国の動向等を見ながらとはなるとは思いますが、今後、市としての考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

以上、再質問よろしくお願ひします。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 田畑議員の再質問1点目でございます。子どもの医療費に関してでございます。

重ねてお答えしますが、各自治体の判断により実施される制度では、子育て世帯にとりましては、不公平感が増す状況を生じさせていることから、国への要望は引き続き継続していくとともに、国の動向、社会経済情勢を踏まえた中で、今後、市の考え方を整理していきたいと考えてございます。

それから、2番目の包括支援センターに関しての再質問にお答えいたします。

まず、1点目、平成37年までに75歳以上の人口の推移ということでございます。

これにつきましては、現在、介護保険の第6期の事業計画を作成作業を進めているところでございまして、その中で、この75歳以上の人口についても、推計値を求められるということでございますので、今後、その数値を確定させていくという作業になるわけでございますが、現時点において、数字的なものは持ってございません。参考までに、平成26年8月末現在の数字を申し上げます。4,064人ということ

になってございます。議員が言われたように、団塊の世代の方が75歳に到達いたしますので、かなりの人数がこの上に上乘せされた形でいくのかなというふうに考えてございます。

それから、2点目の高齢者世帯ですか、独居と高齢者のみの世帯数ということでございますが、これにつきましては、ちょっと予測はなかなか難しいかなというふうに考えてございます。と申しますのも、この中には、高齢者の施設に入所されるような方も当然出てくるかと思いますので、これにつきましても、直近のわかる範囲の人数を申し上げますと、独居、1人で暮らしてられるお年寄りの方、平成26年4月現在でございますが、1,179人ということでございます。

それから、お年寄りだけの世帯ということで申し上げますと、1,424世帯ということになってございます。

それから、ケアマネジャーの質の向上対策というところでございます。

ケアマネジャーの質の向上につきましては、高齢者個人に対する適切な支援につなげるということが重要でありますので、そのためには、ケアマネジャーの質の向上というのは欠かせないものであるというふうに考えてございます。その質の向上を図るためにということで、必要な知識、さまざまなケースに応じた対応力を身につけるための研修等により、研さんを重ねる機会を確保していきたいと、このように考えてございます。

それから、4点目の特養の待機者数ということでございます。

平成26年5月末現在の対象者の人数ということで申し上げますと、岩出市内にお住まいの方では、43人ということになってございます。

それから、認知症対策、それから強化というご質問でございますけれども、まず、やはり認知症に関しては、自分自身で日ごろから認知症にならないとされる活動、そういったことが実践されていくことが大切かなというふうに思っております。

その予防ということで申し上げますと、食生活や運動等、生活習慣の見直し、それから社会参加、家に閉じこもることなく、できるだけ社会に出て活動を行う社会参加、それから知的活動、生産活動などに参加することが重要であるということで、そのためのやはり普及啓発、これは当然やっていく必要があるのかなと、このように思っております。

現在、市のほうで取り組んでいるその施策ということで申し上げますと、認知症の予防教室、これ年1回開催してございます。この教室では、正しく認知症を知る機会として、日常生活の中に認知症予防を意識した取り組みが習慣づけられるよう

なプログラムで実施しているところがございます。これ以外にも、認知症予防のための講演会なども随時開催していると、こういう状況でございます。

それから最後、空き家対策ということでございます。

お年寄りの方が自分が暮らしてきた地域で、これからも継続して生活していきたいということについては、先ほども75%でしたかね、お年寄りの方が希望されているというようなお話もございました。具体的に、市として空き家について介護保険制度の中で、どういう活用をしていくかということについては、まだ、特に、検討には入っていないという状況でございます。確かに、今後、高齢化がどんどん進んでいくという状況でございます。

したがって、空き家もふえてくるという状況も考えられるという状況の中で、やはり住みなれた地域でお年寄りの方がずっと暮らしていく上においては、先ほども、今回の質問に上げられておられます地域包括ケアシステムですか、これとあわせて、やはり地域の皆様方お一人お一人の協働によるまちづくりなんかも必要になると、こういうふうにご考えてございますので、その中で、そういういわゆる地域にある社会資源を活用していく取り組みという部分では、その資源の中には入ってくるのかなというふうに思っておりますが、現時点では、特に、具体的な考えは持っておりませんので、ひとつご理解のほどお願いします。

○松下議長 以上で田畑昭二議員の一般質問を終わります。

皆さんにお知らせします。

説明員の入室のため、その場で休憩いたします。約1分間お願いいたします。

休憩 (13時35分)

再開 (13時36分)

○松下議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告7番目、16番、尾和弘一議員、発言席から一問一答方式で質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 16番、尾和弘一であります。議長の許可を得ましたので、これから8点にわたって一般質問をさせていただきます。

まず第1点は、地籍の問題についてであります。

2点目は、公共施設について。

3点目は、ふるさと納税について。

4点目は、上下水道に関して。

5点目は、市税・国保税に関して。

6点目は、各種選挙に関して。

7点目は、防災・減災について。

最後に、大門池裁判について。

以上、8点について質問をさせていただきますので、市長を初め市民にわかりやすく説明をいただきたいと思っております。

それでは、まず第1点の地籍に関して質問をさせていただきます。

さきの本会議において質疑をした件と関連があるんですが、地籍調査に関して再度質問させていただきます。

既に岩出市においては、99.8%、国交省のホームページを閲覧しますと、完了したということであります。その結果、その成果物に対してデータの有料化をすることを明らかにされておりますが、そこで、まず第1点は、具体的に有料化に関してどのようにされるのか、また、実施時期はいつからなのか、さらに、その料金は幾らと考えているのか。

それから、2番目に、未定境界、筆界未定についてであります。これについては何件あるのかについてであります。

さらに、その筆界未定に関して更正し、地籍をただした事案について、これもあわせてお聞きをしておきたいと思えます。

それから、窓口ではお話ししたんですが、地籍調査が完了した後、どこの担当課がこの地籍に関して担当するのか、26年末には完了ということですから、そのままの状態ではどこになるのかということをお聞きをしたいと思えます。

○松下議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 尾和議員のご質問の1番目、地籍についての1点目、地籍データの有料化についてお答えいたします。

平成26年度中で岩出市全域の地籍調査が完了予定であり、これを契機に、平成27年4月1日より実施いたしたく、事務を進めているところであります。料金につきましては、近隣市町村の料金を参考に現在検討中でございます。

次に、尾和議員のご質問の2点目、未定境界事案は何件あるのか及び問題点の解消はどうかについてお答えいたします。

筆界未定件数は、平成26年9月1日現在で104件であります。

また、問題点の解消はどうかについてであります。地籍調査終了後は、土地所

有者間で筆界を明らかにすることになっていきますので、地籍調査課としては、実態を把握していません。

なお、地積更正、誤り等訂正申し出があった件数ですけれども、現在まで74件であります。

それから、対応課ということなんですけれども、対応課については来年の組織等、私というか、いまだ決定には至っていませんので、課というのはコメント控えさせていただきます。

ただ、トラブル等、問い合わせの対応につきましては、今もそうなんですけれども、調査時の資料等を確認して対応しているとおり、今後もこれまでと同様に対応させていただくということです。

以上です。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁をいただきました。地籍に関して来年の4月1日から行うと、料金に関して他の市町村のということなんです、用紙を含めて、プリントアウトする用紙の大きさ、これについてはどうなるのか。

それから、閲覧については、料金が要るのかどうかということなんです、もちろんその不動産登記法の第14条の地図については、これは大阪市なんです、これは無料で、ホームページを開きますと閲覧が出ておりますので、それについては当然有料化にはならないと思うんですが、私が調べました市原市の点を参考にしますと、手間のかかる費用についてということで、A3判の大きさを300円を想定しているということがあるんですけれども、それぐらいの金額になるのか。

それから、手続上の問題で誰でも手続ができるのかという点と、代理人による手続、これについてはどうか。

それから、必要書類ですね。これを交付していただくための必要書類についてはどうなのかという点について、お聞きをしたいなと。

それから、地図の交付とあわせて地籍の証明する場合に、さらに他の市では、その300円にプラスして、300円を加算をして交付しているという実例があるんですが、法務局に行けば600円で交付していただけるので、それにあわせてるのかなという気もあるんですが、そこら辺についてお聞きをしたいと思います。

それから、今、未筆界指定で境界未定のところについては、各所有者間のことということであります。この件について、市内の中島地区において現在境界未定の件

が出ております。これは資料いただいたんですが、平成22年に課長名で当事者に回答されて、更正を早急にやるということの公式文書とあわせておわびとあわせて交付されてるんですけども、その件については、いまだに解決をしていないと、この理由についてどうなっているのか、お聞きをしておきたいと思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、地籍のデータ有料化という件で、手数料なんですけれども、まず、サイズについてということで、A4判、それから、A3判といったところで考えております。

それから、閲覧についてでございますけれども、無料でございます。

それから、手続等につきまして、申請は本人とさせていただいて、代理人の申請も可とさせていただく予定です。詳細等々につきましては、まだまだ検討する部分でございます。検討いたします。

それから、14条地図については、法務局での対応ということで考えております。

次に、中島の件につきましてはどういうところでございますけれども、中島の件につきましては、地権者と再度話し合いにより解決に向け進めてまいりたいと考えています。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁いただきました。地籍が完了すると、地籍の面積に応じて固定資産税が付加されるということになると思うんですが、これについて見積もりがあれば、市税として固定資産税の市税の増加、もしくはマイナスの見積もりは出しているのか、担当が出しているのか、それについてお聞きをしたいと思います。

それから、中島地区の問題についてですが、これ今、部長のほうから答弁をいただきましたが、平成22年8月4日に地籍課長のほうから、地籍調査課の費用と責任において、正しく地積更正及び地図訂正作業を速やかに行うことを約束しますということを書き、公文書で出されてるんですよね。

しかし、ことしになって26年ですから、4年間そのままになっている、これは明らかに市の行政の怠慢ではないかというように感じてるんですけども、これに対して今、部長が答弁して早急にということですが、いつぐらいをめどに、早く更正をしていただきたいというように思ってるんですけども、それについて再度お聞きをし

ておきたいと思います。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

地籍調査後の税収の見積もりは試算しているかについてでございます。現在のところ、関係書類等がまだ届いておりませんので、試算は現在のところできておりません。

○松下議長 事業部長。

○北村事業部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

今後も話し合いでということ、いつごろかということなんですけれども、これにつきましては、合意に至らなければならない点がございます。そういった点含めまして、解決すれば、事務は進めていきたいというふうに常々考えているところであり、速やかに早く対応してまいります。

○松下議長 これで、尾和弘一議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、公共施設の関連した問題であります。

公共施設の管理と撤去について、総務省が初めて今年度から老朽化した施設の解体する費用を地方債で賄うことを認めるようになりました。地方自治体施設の点検や補修に手が回らない市町村が少なくないため、極めて異例の措置であると考えております。

地方債は、公共事業の財源として発行するのが一般的でしたが、公共施設やインフラは長い時間にわたり使うので、将来の世代にも負担が一部適当であるということでありました。施設団の解体も公共事業であります。それに地方債を使うことは、資産が減るのに借金がふえることとなる地方債に対する従来の考え方を大転換するものであります。

総務省の調査結果によると、全国から上がってきた施設は1万2,551件で、当市においても解体すべき施設があると考えますが、総務省に上げた回答並びに実態について、答弁をいただきたいと思います。

次に、公共施設で考えるべき点は2点あります。

まず、第1点は、老朽化と人口の減少であります。

この減少は現実味を帯びてきております。施設の利用率と税収から見て、公共施

設のマネジメントとして新規投資抑制の原則、数値目標、それから事前協議制で全庁で確立して公共施設の整備と再編計画の作成も必要になってまいります。過去から、私は資産管理の面から白書を作成して検討すべきであると、この本会議場でも市側に求めてきておりますが、どこまで進んでいるのか、お聞きをしたいと思います。

さらに、総合管理計画を早期に作成して行うべきであると考えておりますが、市長の考えをお聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員ご質問の2番、公共施設についてお答えいたします。

まず、1点目の老朽施設の管理と撤去についてでございます。

総務省が、平成25年度に全国の全ての公共施設または公用施設等に関し、公共施設等の解体・撤去費用に関する調査を、平成25年9月1日現在で保有する公共施設等のうち、解体・撤去の意向のあるものの調査が行われ、本市においては、ここ近年の間に撤去する公共施設等がない旨の回答を行っております。

それから、2点目の公共施設整備・再編計画の作成についてでございます。

全庁的な取り組みの構築、情報の管理・共有が必要なことから、庁内各課との協力体制を築くとともに、情報収集に努めているところでございます。

以上でございます。

3点目は市長から答弁させていただきます。

○松下議長 市長。

○中芝市長 尾和議員の質問にお答えいたします。

3点目の総合管理計画について、本市における公共施設等総合管理計画の策定については、平成27年度中の策定に向け、現在、国、県などの動向についての情報収集及び計画内容の調査、研究に取り組むとともに、庁内各部署へ計画策定に向けての準備、周知を行っており、進捗は順調であります。

今後、計画の策定に伴い、公共施設の維持補修や総合的な管理方法等の基本方針が示せることにより、各施設を所掌する各所管課の管理運営方針の指針となるものと考えております。

以上です。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 資産管理の白書についての答弁がないんですが、総合管理計画を作成していくということではありますが、公共施設の公共施設等総合管理計画、これについては、国のほうから指針なり方針が出ておりますので、それに従って岩出市でも行われるということではありますが、将来的には、一元化を見据えた固定資産台帳というものも考えていくことが大切だと、私は考えております。これについて、固定資産台帳の中における具体的に資産単価ごとに、勘定科目、件名、取得年月日、取得価格、耐用年数、減価償却累計額、帳簿価格、数量等の整備を整えていくということになるのか、そこら辺について再度お聞きをしておきたいと思えます。

それと、27年度末ということではありますが、27年度、来年の3月31日までには仕上げていくというように理解していいのか、この点について質問をいたします。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

1点目の総合管理計画の中で、一元的なものとするということの中で、固定資産台帳の件でございますけれども、具体的な内容はという件でございます。

固定資産台帳につきましては、地方公会計整備の関係もございますので、その関係を県等から通知が参りますので、それを踏まえた形で検討してまいりたいと、このように考えています。

それから、策定が27年度末かということでございますけれども、27年度末をめぐりに作成に向けて取り組んでまいるということでもあります。

それから、ちょっと追記ですけれども、この公共施設等総合管理計画につきましては、26年、本年度に通知出されておまして、26、27、28年、この3年間の間につくるようにという要請が参っているというところでもあります。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 要請はあるけれども、岩出市では27年度3月31日までにつくるという理解でよろしいですか。

その点だけちょっと確認させてください。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 失礼いたしました。

27年度でございますので、28年3月の末ということでございます。

○松下議長 これで尾和弘一議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

- 尾和議員 3番目にふるさと納税の関係であります。近年、ふるさと納税については、認知度も非常に広がっておりまして、岩出市においては、どういう実績になっているのかというのをお聞きしたいんですが、ちなみに、今、ふるさと納税で和歌山県下で見ますと、新宮、かつらぎ、橋本、田辺、海南市でふるさと納税しますと、お土産品というんですか、特産品が送られてくるという制度があります。

中でも串本については、ここ統計を見ますと、26年度はもう既に600万円、8月31日付ですね。それから25年度が1,700万円、それから24年度は360万円、23年度は250万円、22年度は1,100万円というような形で、全体で3億5,000万円ぐらいですね。ふるさと納税という形で串本町のほうに寄附をされているという方がおられます。

それに見倣えとは言いませんが、今のふるさと納税の岩出市の仕組みからいいますと、ホームページを見ても非常に使い勝手が悪いと、さらに認知度を広げて行って、岩出市から他府県に住んでおられる方が、岩出市のほうにふるさと納税をしてやろうという方にとっては、使い勝手が非常に悪いということをお聞きをしております。これに対する対策なり方針というものについて、お聞きをしておきたいと思っております。

- 松下議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

- 佐伯総務部長 尾和議員ご質問の3番、ふるさと納税についてということで、2点目の今後の対策、方針はどうかについてでございますけれども、寄附の方法につきましては、納付書払い、それから口座振替、現金書留が利用できますので、今のところ改善は考えておりません。

また、啓発についても市ウェブサイトにてPRを行っております。

- 松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

- 尾和議員 ふるさと納税に関しては、現行のままということなんですが、より多くその税収を上げていくと、市の財政を豊かにするというのであれば、来年度からは、この上限を2倍に引き上げるというようなことも、今検討がされてきております。我々としては、この実態を正しく把握をして、広く全国の皆様に、岩出市のほうにこの納税を利用して寄附をしていただくと、使い勝手のいい納税であります

から、これについては、特に、もっと工夫が必要ではないかというように思っております。

岩出市においてふるさと納税をすれば、それに対してその特産品を送りつけると、提供するということがひとつやれば、農産物の農業者の活性化にもなりますし、ある意味では有効な地方の財源になると思うんですが、一方、岩出市から他府県、他の地方自治体にふるさと納税で寄附をされているという方については、言うならば岩出市の財政、住民税の控除が減りますから、税収がマイナスになるんですね、ある意味ではですね。

それと引きかえではありませんが、当然、岩出市のふるさと納税についても、そういう意味では、大切なこの財源として捉えるべきではないかというふうに思っておりますが、再度、現在のふるさと納税の寄附の仕方について改善する意志があるのかないのか、それについてお聞きしておきたいと思っております。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、幾つか質問あったんですけども、国は金額を倍にすると言ってるが、もっと啓発すべきではないかというようなことについてですけども、ふるさと納税に関する制度改正については、市ウェブサイトなどでPRしていきたいと、このように考えています。

それから、農産物等を送らないのかの件についてですけども、ふるさと納税というのは、寄附を受けて農産物等の特産品を送っている自治体もあるわけですけども、特産品目当てで少額を多数の自治体に寄附する例も見られております。総務省からも特産品の送付については、適切に良識を持って対応することと通知が出ておまして、岩出市への寄附は、本当に岩出を応援したいとの自発的な思いによるものと考えておりますので、農産物等を送る考えはございません。

したがって、改善等については、従来どおりということでございます。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 答弁が漏れてるんですけども、岩出市に住んでおられて、ほかの地方自治体にふるさと納税として寄附をされているというのを把握をされているのか、それについては、何件ぐらいあるのかですね。把握をされているのであればご答弁をいただきたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

他の自治体への寄附の関係でございます。平成25年度で24名でございます。

○松下議長 これで尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 4番目に上下水道に関して質問をさせていただきます。

上下水道の接続についてであります。以前もこの場所で質問したと思うんですが、現在の公共施設接続について実績ですね、それから未接続件数、それからその対する計画、これについて、まず、お聞きをしておきたいと思います。

2番目に、加入分担金と水道料金の問題であります。前にも質問したときに、加入分担金については、岩出市は高額であるということを知っていると、認識をしているということでありました。これについて検討、その後、検討されたのかどうか、これについてお聞きをしたいと思います。

次に、水道料金であります。水道料金に関しては、さきの議会においても私は一般質問したんですが、現行の水道料金については、20立米で全てを切り上げて、20立米以下の人に対しては、均一に料金が徴収されるということの実態にあります。これについては、私が今、和歌山地方裁判所のほうに提訴をして、裁判をしているところでありますが、この料金体制そのものについて、再度、変更するご意思があるのかどうか。

さきの議会においては、一番これがベストであるということをおっしゃっていただきました。基本水量の設定はおおむね適正であるということで、局長のほうで答弁されましたが、その後、段階的に5、10、15立米、3段階ぐらいにわけて、市民の負担を軽減する、そういうお考えがあるのかどうか、再度お聞きをしたいと思います。

それから、下水道の布設工事であります。

これについても、さきの本会議で質疑をしましたが、再度、下水道布設工事の基準及び改善点ですね、これについてご答弁をいただきたいと思います。

○松下議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○中井上下水道局長 尾和議員4番目の上下水道についての1点目、公共施設の接続についての現状実績等のご質問にお答えいたします。

公共施設の接続実績につきましては、現在、那賀振興局、岩出警察署、サンホール、さぎのせ公園、紀泉台地区公民館、上岩出児童館、市民総合体育館、岩出中学校が接続しております。

また、未接続の件数でございますけれども、今現在、把握はしてございません。

また、27年度で市役所、市民体育館、中央公民館、山崎小学校、山崎保育所、山崎北保育園、相谷駐在所、法務局、平成28年度では山崎地区公民館、中黒駐在所が接続する予定でございます。

続きまして、2点目の加入分担金、水道料金の諸課題についてのご質問にお答えいたします。

加入分担金につきましては、新旧利用者間の負担の公平性を確保するとともに、水道施設の拡充整備を要する費用の一部を負担していただくことを目的として設けた制度でございます。今後、必要となる施設整備や老朽管路の更新事業に多大な費用を要することから、これらの財源の一部として加入分担金を充当する必要がございます。

また、水道料金につきましては、2カ月当たり20立方メートルまでを基本使用水量として一律に料金設定をしておりますので、現行制度に問題がないため、これを維持してまいりたいと考えてございます。

先ほどの、ちょっと訂正させていただきます。未接続を把握していないということでございますけれども、供用開始区域内におきましては、27、28年で整備する予定でございます。

3点目の下水道布設工事の基準及び改善点についてのご質問にお答えいたします。

下水道の整備方法は、汚水発生源を極力自然流下で排除できるように効率的に考え、公道、すなわち、国道、県道、市道などの公道を主として整備ルートを考え、公共汚水ますを道路境界から1.5メートル以内の私有地に設置いたしてございます。

また、法定外公共物については、一般道路に準じる扱いとしており、法定外公共物にしか接続していない家屋等については、そこに管を布設し、汚水を排除するように整備を行ってございます。

なお、一定のルールに基づき行っておりますので、改善点についてはございません。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 公共施設の接続の件であります、そうしますと、供用開始のところに

については、区域については、28年度中に全て完了しますと、そして、それ以外のところについては、供用開始ができた段階で、早期に接続するという考えを持っておられるということであろうと思うんですが、そこで、公共施設の接続について、今ご答弁がありました。全体として終了・完了、全体の終了・完了については、いつを目途にさえているのか、お聞きをしておきたいと思えます。

それから、加入分担金についての件であります。前回の答弁では、高いと認識しているということをおっしゃいました。これについては、水道ビジョンというものがつくるといふことなんでしょうか、その中で検討をしていく課題だと私は思っておりますが、その中の検討課題に入るのかどうか、さらに、その中に水道料金の現在の料金体系についても、再度、見直しをかけていくという考えがあるのかどうか、私は見直しをすべきだということに思っています。

先日、ある人から電話がありまして、私は、夫婦2人で2カ月で約8立米余りしか使っていないんだということをおっしゃいました。ぜひ、そういうお年寄りに対して現状を把握をして、市のほうも、前回の答弁では、約2割の方が、21.55%の方が20立米未満という実態を踏まえるなら、この人たちに対して、水道料金が不当な料金になっているというように理解をします。この点について再検討をされるのかどうか、お聞きを再度しておきたいと思えます。

それから、下水道の布設工事ですが、今、局長が民有地の1.5メートルと言われましたね。1.5メートルより長い場合、逆に、長い場合はそれはつけないということでしょうか。

それともう一点は、布設工事をして、2つの会所まさんがないところについては、それはしないんだということをおっしゃいました。こういうことは、全体として問題があると思うんですが、下水道の区域になりますと、合併浄化槽の補助金が使えないということになります。そういう人たちに対して、市がそういうような基準を設けているのであれば、私は、市民サービスの面からいって問題があるというふうに思っておりますので、その点について再度ご答弁をいただきたいと思えます。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○中井上下水道局長 まず、1点目の供用開始最終年はいつかという再質問にお答えいたします。

現在では42年度を最終と決めてございます。

それと、加入分担金、水道料金あわせて水道ビジョンの策定業務の中に考えてはどうかということでございますけれども、この策定業務では、将来的に必要な改築更新費用などを算出し、中長期的な事業計画の策定を目的にしておりますので、加入分担金、水道料金の具体的な検討を行う予定はございません。

3点目の私有地の件でございますけれども、私道につきましては、市道への公共下水道設置要綱に基づき、土地権利者の同意をとって整備を行っております。設置基準につきましては、先ほども申し上げましたとおり、1.5メートル以内の私有地側ということになってございますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○松下議長 再々質問を許します。

○尾和議員 議長ね、接続するときに、供用ますが2つないとそこまでいかないよということについて、答弁ないんです。1カ所であっても、それが可能だということなのかどうか、それを、まず、答弁してください。

○松下議長 答弁できます。

○中井上下水道局長 私道への公共下水道設置要綱の第3条の2におきまして、「当該私道に布設する供用下水道の利用者が2戸以上である。」ことにより、1戸の場合は布設できません。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今の答弁なんですけど、それは、明らかに下水道の布設工事の法的に違法じゃないかという見解があるんですけども、いわゆる2戸以上、埋設して2戸以上ないと、そこについては、1戸の場合はそこまで行きませんよという考え方について、基準要綱、岩出市だけでそれを考えてるんであれば、私は問題だなと思うんですけど、いわゆる2戸、例えばですね、市道があって、その先1軒しかないよということになりますと、その人はどうなるんでしょうか。下水道つなぎたくてもつなげないわけでしょう。個人でそこから下水管を埋設せなあかんということになるでしょう。

だから、2戸ないとそこまで工事をしないということは、私は、明らかにこれは法的に抵触するという見解を持つとるんですけど、再度、それについてお聞きをしておきたいと思います。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○中井上下水道局長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

違法ではないかというご意見でございますけれども、建築許可に基づく接道に埋設すること、下水道管につきましても、接道に埋設することといたしてございます。

○松下議長 これでは尾和弘一議員の4番目の質問を終わります。

引き続きまして、5番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 5番目の質問に移ります。

市税あるいは国保税並びにほかの税金に関して、還付加算金という制度がありまして、これについての各市町村、自治体で解釈の相違があると、地方自治法の第17条4の第1項、第1号の納付または納入のあった日の翌日を適用するよう再度通知がされて、再計算があって、橋本市においては、先日新聞でも報道されましたが、553件未払いがあって、229万円という金額が報道されておりました。岩出市において、この還付加算金に対する取り扱い実態について、過去5年間についてご答弁をいただきたいと思っております。

それに基づいて、未払い分が現実あったのかどうか、これを再確認をしたいと思いますので、ご答弁をいただきたいと思っております。

○松下議長 ただいまの質問に対し、答弁願います。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員ご質問の5番目の市税、国保税についてお答えいたします。

まず、1点目の還付加算金について過去5年間の実績についてでございます。

平成21年度で40件、42万円、平成22年度で27件、49万8,900円、平成23年度で22件、30万5,200円、平成24年度、39件、75万2,000円、平成25年度、33件、20万400円でございます。

未払い分についてでございますけれども、さきの本会議の質疑の場でもお答えしたとおり、現在調査中でございます。支払うべき事例については、早急に対応いたしたく考えてございます。

○松下議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 同じくご質問の5番目、国保税についての1点目、還付加算金の過去5年間の実績と、2点目の未払い分はどうかについてお答えいたします。

国民健康保険税における過去5年間の還付加算金についてでございますが、平成25年度は13件で、2万5,400円となります。

なお、平成21年度から平成24年度につきましても、還付加算金の支払い実績はございません。過去5年間の未払いについてですが、現在調査中でございますので、返

還すべき事例につきましては、対象となる方に速やかに還付してまいりたいと考えてございます。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、答弁をいただきましたが、還付加算金について過去5年間についての調査中であるということでありますが、この結論というのはいつ出てきますか。早急にこの金額、もし、こういう未払いがあるのであれば、返還をすべきだというふうに考えておりますが、いつをめどに再調査をされるのか、お聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目の金額の関係でございますけれども、この詳細な金額についてなんですけれども、先ほど尾和議員もご質問あったように、地方税法等の解釈が非常に難しく、解釈の難しい面がございますので、現在、県からの通知もどんどん質疑があり、来ているところでございます。だから、個々の事案ごとに判断をするケースがあり、非常に時間がかかっているという現状であります。

したがって、正確な金額については、現在先ほど答弁させていただいたとおり、調査中でございます。それから、金額の確定がされれば、速やかに対象者に対して還付通知の送付を考えてございます。

○松下議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

国保税につきましても、先ほど総務部長が税のところで申し上げたとおりの内容に沿って、国保税についても準備を進めるということでございます。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 そうしますと、現時点では、還付加算金の未払いがあるかどうかわからないと、調査をしないとわからないという答弁でしょうか。それとも、還付加算金の未払いが具体的につかんでないので、具体的につかんだ段階で明らかにするという理解でよろしいのか。そのどちら側なのか、今の答弁ではよくわからないんですが、再度答弁をいただきたいと思えます。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

今回の事案については、所得税の確定申告に起因する市・県民税の過誤納金にかかる還付加算金、この計算についてなんですけれども、その計算期間の始期、いわゆる初めのスタート時期なんですけれども、徴収金の納付又は納入のあった日の翌日又は所得税の更正の通知がされた日の翌日から起算して1月を経過する日の翌日と、こういう事由により区分されておりますけれども、この解釈を誤って還付することになった要因ごとに適用条例を判断すべきところ、全ての還付金事案について、所得税の更正の通知がされた日の翌日から起算して1月を経過する日の翌日を計算期間の始期として計算していたため、還付加算金の額が本来より少なくなったものであります。

この地方税法等の解釈については、先ほども答弁させていただいたように、解釈の詳細な部分について、現在、県からもその通達が送られている状況でありますので、正確な金額については、現在調査中ということでございまして、額が固まり次第、通知をさせていただくということであります。

○松下議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

国保税の対応といたしましても、先ほど総務部長が答弁してきたとおりでございます。歩調を合わせて進めていくということで、ご理解いただきたいと思っております。

○尾和議員 めどを聞いとるんやけど、めどを答えてくれんのやけど、そんなん1年先か2年先かの話違うやろ。だから、最前何日ぐらいを時間いただきたいということ言うてほしいんや。それに答えてくれてない。

だから、1カ月やったら、1カ月以内にやりますよということであれば、それでいいし、2カ月待つてほしいんやったら2カ月待つてほしいと。

○松下議長 それはわからないということやろ。県のことで。

○尾和議員 県関係ない。

○松下議長 県関係ないけど、そういう。

○尾和議員 計算の仕方だけなんや。

○佐伯総務部長 いつごろかということなんですけれども、先ほども答弁させていただいてるように、この解釈については、いろいろ質疑、各市町村から届いております。これは県の市町村課に対してなんですけれども、その解釈について、県からこういうふうに事務手続をしなさいという通知が、まだいまだに届いてるということ

です。そうすると、今、仮に計算したとしても、また次の質疑でこういうふうにしなさいという通知が来れば、もう一度計算し直さなければならないと、こういう状況になります。

したがいまして、その時期というのを、今、質疑が届いている現状でありますので、1月、2月というのは申し上げられないということであり、正確な金額がわかった時点で、ご通知を差し上げるということでご理解いただきたいと思います。

○松下議長 これでは尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後2時55分から再開いたします。

休憩 (14時40分)

再開 (14時55分)

○松下議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

引き続きまして、6番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 各種選挙に関して質問をしたいと思います。

今回、選挙に関して先般、監査請求を行ってきました。監査請求した理由については、投票管理者への賃金の報酬の件であります。この賃金報酬が、岩出市の条例では1万2,700円と決めておきながら、市長決裁で1時間2,200円、午後10時以降は2,400円の時給を支給してたと。したがいまして、投票管理者については、14時間で計算しますと、3万800円を払ってたということになっておりました。本来なら、条例に基づいていくなら1万2,700円であります。3万800円を支給したと。これは明らかに違反であります。

そこで、今回、投票管理者への賃金報酬1時間2,200円及び2,400円と時給を決めておるこの根拠について、どのような理由でこれを決めたのかというのが1点目。

それから2点目は、現行の諸問題として、投票を終わった後ですね、投票箱を市立体育館のほうに、開票場のほうに配送する、その人に対して手当を支給していたということがありました。これについて、これが事実なのか、その金額は幾らなのか、お聞きをしたいと思います。

それから、投票立会人の昼飯の支給なんです、昼食の支給なんです、これはどういう理由で支給をしているのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、休憩時間の問題であります。投票時間は、朝の7時から夕方8時で

すから、少なくとも投票事務に携わっている人に対しては、休憩時間を与えなければならないと、労働基準法違反をしてるのではないかというように思っておりますので、休憩時間はどのように設定をされていたのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、今回の投票管理者への報酬については、給与条例主義に明らかに違反をしているということでもありますので、この給与条例主義に違反しているという認識を市長はお持ちなのかどうか、これについてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの6番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

選挙管理委員長。

○上西選挙管理委員長 私から尾和議員に各種の選挙についてということで、現行の諸問題についてのご質問に一括してお答えしたいと思います。

まず、1つ目の開票所への配送者及び手当支給についてであります。これは、公職選挙法の規定では、投票管理者は、1人又は数人の投票立会人とともに、投票箱を開票管理者に送致しなければならないとされています。このことから、現状では、各投票所に選任している2人の投票立会人のうち1人と、それから投票管理者とともに投票箱を開票所に送致しているのであります。

この方たちは、投票所を8時に閉鎖した後、投票箱及び投票録などの関係書類です。ね、関係書類を開票管理者に事故なく、また、確実に送致することの重大な任務を受けております。もし、その間、交通事故とか、票が漏れたとか、事故が発生したとかということから、重大な任務を受けております。この送致に当たっていただく投票管理者に対して、謝礼として自家用車を使用される場合などの費用弁償として含め1,000円の商品券を支給しております。

次に、2つ目の投票立会人の給食についてですけれども、昼食についてですけれども、投票立会人の方は、原則として執務時間、朝7時から夜8時まで13時間、その間、投票所を離れるわけにはいきません。朝7時に執務開始では、通勤時間も考慮すると必然的に昼食の確保も難しい。

また、期日前投票立会人は別として、先ほど話しましたように、8時から閉鎖後、関係書類等作成して、投票箱とともに開票所に送致しなければならない投票立会人もおり、それらのことを考慮して、昼と夜の2回お弁当を支給しております。

これらのことを鑑みて、謝礼やお弁当を支給することについては、投票立会人の報酬に含まれるという考え方もありますが、明確な規定はなく、その趣旨から見て、社会通念上の費用範囲を逸脱するものではないと考えております。

なお、この支給の方法や金額については、いろいろ考え方が分かれておりますので、実施している市町村もばらばらでありますけれども、当岩出市では社会通念上の費用の範囲を逸脱していないので、支払っております。

次に、3つ目の休憩時間の取得実態についてであります。投票立会人につきましては、各投票所に2人選任しておりますので、交替により食事の休憩をとっていただいております。

また、投票事務従事者につきましては、限られた人員で投票所の混雑状態、一時に選挙人が来たときに、食事してたら投票所に迷惑をかける場合もございますので、考慮しながら休憩をとるよう、きっちり時間を決められて、1時間きっちりこれよというようなことは非常に難しいので、できるだけ柔軟に取得できるよう、投票管理者にお願いしております。

続いて、投票立会人は、立ち会う時間が長く、午前と午後で交代してはどうかということですが、実際のところ規制もなく、調べてみますと、午前と午後と分かれた市町村も大きな市町村ではあります。けれども、交代制をとっている市町村、和歌山県ではございません。当市では、選挙は民主主義の根幹でありますので、各地域の自治会長さん、あるいは明るい選挙推進協議会の皆様、また民生委員の方々にご協力や推薦をお願いして、また二十歳代、若い者の投票に対する意識を持ってもらうため、機会あるごとに投票立会人の募集を行って選任をしています。

ところが、ほとんどの選挙が休日の日曜日に行われます。お願いしてもなかなか予定がある方が多く、また、立会人の執務時間が13時間ということなので長いです。そして、もう一つは、投票事務の公平性を見届けるために、役割も何かプレッシャーがかかっているようでございます。そういうことで、どうしても敬遠されがちで選任に苦慮している状況でもあります。

お話のとおり、午前と午後の交代制を実施となると、今以上に投票立会人の人数をふやさなければならない。19投票所があるわけです。それを倍にしますと38人になります。

それから、もしこれを実施すると、私たちまだ未経験でございますので、現在の体制から変更しなければならないというようなことのリスク、ミスが起こったら困りますので、そこらをまだ検証する時間帯もございませんし、まだ和歌山県では、そういうことは実施されておらないというのを聞いておりますし、どちらが投票立会人の人数が確保しやすいかということで、検討する時間もいただきたいし、現時点では、今のまま踏襲するものの、将来的には考えざるを得ないのかもしれないかもしれません。

そういうことで報告させていただきます。

以上であります。

○松下議長 選挙管理委員会書記長。

○木村選挙管理委員会書記長 尾和議員のご質問ですけれども、1点、先ほど選挙管理委員会の委員長が答弁させていただいた中で、投票箱を開票所に送致するものについて、「投票管理者」に対して謝礼として1,000円分ということで申し上げたんですけれども、「投票立会人」と訂正させていただきます。

そうしましたら、各種選挙についての1点目、投票管理者の賃金報酬と3点目の給与条例主義に違反しているが、どうかのご質問に一括してお答えいたします。

まず、選挙事務に従事した場合の超過勤務手当等につきましては、岩出市職員の選挙事務従事にかかる超過勤務手当及び休日勤務手当の支給に関する規則において定めております。

当該規則では、選挙事務が通常の業務とは異なる特殊な業務であることを考慮して、職員の給与に関する条例の規定にかかわらず、1時間当たりの額を、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に規定する基準額の算出基礎とする超過勤務手当の1時間当たりの単価を超えない範囲で市長が定める額としており、選挙の都度決定しております。

法律において定められている基準額の範囲内であることから、不当なものではないと考えますが、この点に関しましては、住民監査請求における監査結果において、違法性がうかがえるとの意見も出されておりますので、検討の必要性は認識しているところであります。

次に、岩出市では、適正な選挙の執行と経費削減の観点から、投票管理者を投票事務に従事する市職員の中から選任し、投票事務従事者と投票管理者を兼務することとして、投票管理者としての職務を行うほか、投票事務に従事する他の職員への事前説明や投票所の設営にかかる指揮監督、投票当日における投票所の施錠管理、投票事務に従事する職員への指導を行うとともに、自身も投票事務に従事しております。

このことから、岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づく投票管理者に対する報酬としてではなく、職員の給与に関する条例に基づく投票事務に従事する職員に対する超過勤務手当等として支給しているものであります。

なお、管理職手当の支給を受ける職員にあっても、職員の給与に関する条例及び

規則において、公職選挙法に基づく選挙に関する事務に従事した場合は、超過勤務手当等の支給を受けることができると規定されておりますので、条例主義に何ら違反するものではないと考えます。

○松下議長 市長。

○中芝市長 尾和議員の質問にお答えいたします。

選挙は、何よりもまず、適正に管理執行されるということが重要であります。本市では、投票事務従事者と投票管理者を兼務することにより、執行経費の削減がなされており、参議院選挙などの経費については、国から全額交付を受けており、市に損害を与えたものではありません。なお、和泉市においても同様の事例があり、他市の状況も勘案しながら、真に見直すべきものは見直しをせよという指示を出してございます。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、選挙管理委員長のほうからご答弁をいただきましたが、私が質問してないところまで答弁していただいてあれなんです、私は二交代でせいというような質問は最初の段階でしてないんです。してないにもかかわらず、委員長は答弁されるんで困るんですけども、今回の投票従事に当たる投票管理者への報酬については、条例で1万2,700円と決めておるわけです。にもかかわらず、市長決裁で時間給2,200円を支給するのは、これは給与条例主義に違反していると、明確に違反していると、監査請求したら、監査委員は違法性がうかがえると、グレーな回答しかしてこないんでありますが、これについては、今月中に和歌山地方裁判所に提訴をしていきますので、その場所でも明確にしていきたいなというふうに思っております。

そこで、投票管理者のその2,200円、100歩譲ってですよ、時間外手当として支給するのであれば、その一人一人の時間外手当、休日ですから135%を掛けて支給するのであれば、まあこれも問題ですけども、一面理屈にあうかなと。

しかし、1時間を2,200円と算出しているところに問題がある。私は、投票管理者だから3万800円を払うたらあかんとは言ってないんです。当然、休日労働するから、休日労働なんで、賃金報酬は賃金をはらわなければならない。これは、当然やと思います。

しかし、市職員の給与というのは条例にうたわれたものによって支給をなさいと、これは法律で決まってるわけ。決まっているものを規則というアウトサイダー

のほうから市長決裁で支給するのは、これは違法であるということを申し上げておるのであります。

選挙管理委員長に私が言いたいのは、この開票所への配送ですね、これについては2名ですから、1人1,000円で2,000円ということになるんでしょうか。1人500円やから2名やから1,000円という計算を、私は500円ずつ渡してるんだと、ガソリン代に見合うものという形で出されておるんですけども、これもどこにも条例にうたわれてないんですよ。それは、出したらだめですよということなんですよ。

市の財政のところから、条例にうたわれてないことを勝手に支給するのはだめですと、これはもう最高裁判所でも決定をされてるわけですから、それなら開票所まで払う人については、1人500円支給しますという条例をつくれればいいんです。つぐれば、誰からも、私からも監査請求する必要性もないし、それは文句言う筋合いのことではないわけですから、その点については、誤解のないようにしていただきたい。

それから、昼食と弁当2回出してる。私は1回だけかなと思ったら2回も出してる。この弁当も本来なら出したらだめなんですよ。どこも条例にうたわれてないわけですから、選挙のときについては、選挙立会人については、例えば、500円相当の弁当を支給しますというのであれば、「はい、わかりました」となるんですけども、その弁当を出す、市職員は弁当を食べてないということなんで、それはまあいいとして、そういうものもあります。

それから、3番目ですね、休憩時間の問題ですね。これ選挙管理委員長ね、1時間きちっととらしてますか。とってないでしょう。1時間、8時間以上労働する場合は、休憩時間を与えなければならないと。1時間与えなければならないとなっているわけです。だから、それについては、その時間は執務から外れるという制度を、きちっと選挙管理委員会の中で構築していただきたいという趣旨で、私は言うてるのであります。

市長は、今答弁されましたが、いずれにしても、国政から金を、国のほうから金をもろとるから、岩出市の持ち出しがないから、損害を与えてないから当然だという主張をされるんですけども、国の税金は、一般国民、市民の税金が国に行って、国から交付されているわけですから、私たちの税金であるわけです。市民の税金を使っているわけでありまして。もちろん、岩出市の財政的な支出はないにしても、これは税金ですから、税金の支出が不当性があれば、それをただしていくというのが当然であります。再度、ご答弁をいただきたいと思っております。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

選挙管理委員長。

○上西選挙管理委員長 改めましてお答えいたします。

今、尾和議員から質問ありましたが、投票管理者、投票所の管理者については、食事及び1,000円の商品券を渡しておりません。だから、投票立会人のみです。その1,000円の商品券につきましては、だから、投票立会人は2人おりますね。そのうちの1人は、これはもう帰っていただく場合もあるし、その人についてと、それから投票管理者、この2人で運んでもらうんだけど、費用の結局謝礼というものについては、投票立会人1名、それから昼食、弁当の件でございますけれども、確かに規定はございません。けれども、支給している選挙の管理委員会もあります。

だから、私はその問題を聞いたときに、本当に投票箱の1票の重さというのは、事故が発生した場合に、それだけ祈ってるんです。タクシーで集約している選挙の市町村もあります。それだけ寄せてきたらええわというもんでもない。だから、そこらあたりを配慮して、投票管理者にそこらを因果含めて、事故のないようにひとつご配慮くださいという気持ちで、これも社会通念上の支給の範囲は決して逸脱してはならないものに考えます。

以上でございます。

○尾和議員 法律に違反したらあかんやないか。

○上西選挙管理委員長 法律には書いてはございません。その費用、結局、さっきも申し上げましたように、その謝金だとか、昼を出したり、あるいは出さなくてもいいんだとか、そういうものは明記されてございません。国政の費用の最高の費用の最高限度は定められておりますけれども、その費用の中には、いろいろな費用が出てきております。けれども、その中に昼食の件だとか、謝金出したらいかんだとか、そういうものは明記されてございません。私の調べた範囲、もし、調べてあるというんだったら、また、訂正はさせていただきますけれども、そういうことでお答えさせていただきます。

以上です。

○松下議長 選挙管理委員会書記長。

○木村選挙管理委員会書記長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

投票管理者への報酬につきまして、条例では投票管理者1万2,700円と、議員のおっしゃるとおり1万2,700円と定めておりますが、それを超過勤務手当で支払っ

ているのはおかしい。また、実質的な、するんならまだしもということですがけれども、選挙事務につきましては、通常の業務とは異なる特殊な業務であるということをお察ししまして、岩出市におきましては2,200円、深夜につきましては2,400円という額で決定しているところでございます。これにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、住民監査請求の監査結果において、違法性がうかがえるとの意見が出されておりますので、検討の必要性は認識してございます。

また、国からの岩出市の持ち出し、これは市民の税金に当たるということですがけれども、それはおっしゃるとおりでございますけれども、こちらのほう全ての経費につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律、これに基づいた範囲内での支払いとなつてございますので、特に、岩出市が多く持ち出しているというものではございません。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 選挙管理委員長ね、あなたね、ちょっとへ理屈が過ぎるんですよ。社会通念上こんなもん許されると言うならばですよ、言うならば、条例にないことをどんどんやってもいいんかということですよ。

だから、給与条例というのは、これは法律において給与条例主義というのは、これに基づかないものは、市の市から出る税金の使途に使ったらだめですよということを明確に、最高裁の裁判所で判例が出てるんですよ。

判例が出てるやつについて、いわゆる、選挙が厳格だからというのは、そら当然間違いがあったら困ります、選挙というのは。だからといって、社会通念上許されるから、例えば、開票時までの手当、お礼としてガソリン代という形でしょうか、1,000円を払ってるんだと言ったり、弁当代出したり、弁当も出していいんだというならば、どんどんどんどん枠がふえてくるじゃないですか。

私は、ある市町村に聞きましたら、投票管理者ね、市の職員でやる必要性、私はい向にないと思うんです。なぜ、聞きますと、いわゆる、市職員のOBをそこに充てたら十分対応できるんだと、それで国の基準では1万2,600円なんです。これは1選挙について1万2,600円、しかし、岩出市の条例は1万2,700円ですから、1万2,700円出しなさいと言ってるだけなんです。

わかってます、委員長。そして、弁当は出していいかということになると、これは弁当出していいとはどこにも書いてない。出していいんであればいいんですよ。手当も出していいんであればいい。条例に選挙のときについては、投票立会人につ

いては、昼食と晩食2食を、例えば、800円相当のものを支給しますというように条例でうたっておけば、私は何も文句言いません。それがないにもかかわらず、こういう金の出し方というのは、いわゆる間違いですよと言ってるんです。わかりますか、委員長。

これは、法定の場で決着をつけたいと思いますが、いずれにしても、選挙管理委員会の委員長として、選挙は公平で中立で厳正なものであるわけですから、それに対する費用というのは当然発生してきます。現行でも、災害等については、それは別でいいですよとなってるわけです。しかし、選挙投票事務については、一言も触れてないんですよ、法律の中に。

だから、選挙は特殊なものだからということになれば、例えば、ほかのことも特殊なものだからということになったら、次から次へ枠がふえてくるじゃないですか。こんな支給の仕方はだめだと言ってるんです。もう一度答弁してください。

○松下議長 選挙管理委員長。

○上西選挙管理委員長 お答えさせていただきます。

その社会通念上の儀礼の範囲で支給しているということで、いろいろこのご意見につきまして、選挙というのは先ほども申し上げましたように、国政選挙の総額的な、国会議員でこれぐらいの費用の範囲内でおさめようという法律がありますね。いろんな経費の中で。だから、これもあれもとだんだん費用が膨らんでいくんやと今ご意見がありましたけれども、それは決してないと思うんですね。

だから、私の文書の適用の仕方が間違ってるんかわかりませんが、社会通念上の儀礼の範囲としたのであって、言わんとするのは、これにかこつけて選挙についてはだんだんと拡大解釈していくという考え方は、決して持っておりません。あくまでも、最少の費用で最大の選挙の効果というんですか、運営というんですか、そういうものを求めるのが私たちの選挙管理委員会の責務だと考えております。

それから、投票管理者について、当初は職員だと、あるいは、ほかの市町村では全員一般人だという考え方ですけども、この方法、職員でやってる、私も聞いた範囲では、もう5年、10年前から、ちょっと間違ってたか定かでないんですけども、以前からやってる。それをただしますと、以前から言うてるんですが、ミスが発生した場合、投票管理人て考えてみますと、相当重い職務、職責を持ったもんだらうと考えています。

中身については、鍵の当番から投票用紙の点検だとか、選挙名簿の点検だとか、すぐそこらの一般の人が管理者になって、すぐできることではないと思うんです。

もし、これは一般人でというのは、考え方の基礎となるのは、選挙は公のものである。だから、地域の皆様に管理者となってやってください、こういうことの趣旨だろうと思うんです。

けれども、ミスが発生した場合、もうお隣の市町村ではミスが発生してますね。そら向こうも職員であったのか、民間の一般人の方がやってるんか、私はわかりませんが、あれだけの事務所作についてミスが発生しないという保障はどこもない。祈っております。ミスがないように祈ってます。

そういうところで、投票管理者もほかの市町村はございますので、何も検討することに、先ほど市長がありましたように、ただすべきものはただす、いろいろよそのやり方も勉強して、一番いいなというようなものを実行していくと、その姿勢には変わりはない。それは、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○松下議長　これで尾和弘一議員の6番目の質問を終わります。

続きまして、7番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　7番目、防災・減災について質問をさせていただきます。

今回の質問は、さきの広島のとどろき土砂災害におけるとうとい命が、70余名の方の命が奪われたということで、人災ではないかと言われている面もあります。そこで、岩出市における災害をいかにして減らしていくのかという主眼に置いて、8項目について質問をしますので、ご答弁をいただきたいと思います。

まず、第1点は、土砂災害についてのハザードマップの作成、区域の指定、現状と啓発の問題ですが、朝から各議員が指摘をしておりますので、今後について、ハザードマップの作成が、具体的に出た段階で区域の指定が出てくると思っております。

県の砂防課のホームページを見ますと、岩出市においては、土砂災害、急斜面における災害のホームページがありますので、そこの中で指定をされておりますが、いかにして、これを一般市民の方が理解しているかといいますと、私は、まだまだではないだろうかなど。市の役割としては、一日も早く危険性のある地区の皆様には説明をしていただいて、こういうところにはこういう危険性がありますよと、そして、いざというときには、そこからいち早く避難をする、そういう動機づけをぜひやっていただきたいために、この問題を取り上げております。答弁をいただきたいと思います。

それから、2番目に避難するための情報伝達の問題ではありますが、先般、船戸地区で準備避難というものが出されました。先ほど、午前中からの答弁でも、空振りを恐れず早目早目にこれは出すべきであろうと、私もそのように感じております。空振りであってよかったと、空振りだから、あんな情報を出してというようにならないようにしていくためにも、私は準備、避難の段階から早期に手を打つ、そして、とうとい人命を災害から守るという意味では大切なことでもありますので、準備、勧告、指示、避難場所の問題でもあります。

避難場所の表示の問題ですが、今年度の予算で750万円余りを予算化をされておりました、これについては、いつぐらいにできるものなのか、それから避難場所の表示については、どのようなスタイルになるのか、形態になるのか、それとあわせて、現行ある避難の表示ありますね。これがほとんど消えかかっている、見えないところが非常に多くあります。これについては撤去をするのか、さらにあれを活用して、利用して、避難場所の表示を再度していくのか、そこら辺の答弁をいただきたいと思います。

それから、避難行動要支援名簿への問題ではありますが、岩出市では、既に集約はされつつあると思うんですが、現在、その対象者の範囲とその人数については、どれぐらい集約されているのか。

それから、4番目に、名簿登録制度の不同意者に対する取り扱い、同意者数とあわせてどれぐらいおられるのか、現状をどのように把握されているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、備蓄倉庫の現状についてであります、防災計画のマップを見ますと、出ている資料によりますと、この資料では現行と変わっているのかどうか、そのままの状態なのか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、防災行政無線の放送ですね。これは無線とあわせてマイク放送もされるんですが、豪雨になりますと、現行ではもうほとんど聞き取れない。スピーカーの下ぐらいの人しか聞き取れないのが実態ではないかなと思うんですね。窓を閉めますし、その上に雨風になりますと、今の放送体制でいいのかということもありますので、ぜひここら辺の改善をすべきではないかなと思っておりますので、その点についてお聞きをしたいと思います。

また、広島の大災害で、教訓として真夜中での警戒対策、警戒避難情報ですね。これについては非常に悩ましいものがあるんですけども、避難する際に、専門家は水平避難とか、垂直避難とかということを使われておりますが、それに関連して真

夜中での避難体制、これについてどのような計画、立案をされているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、9月の初めに避難訓練がありました、これに対して総括されているのか。その中で反省点をどのように把握をして、今後どのように改善をしていこうとされているのか。

以上、8点にわたって質問をさせていただきます。

○松下議長 ただいまの7番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員ご質問の7番の1点目、土砂災害についてハザードマップの作成と、それから2点目の避難のための情報伝達について、準備、勧告、指示、避難場所の表示及び5点目、備品倉庫の現状はどうか、あと6点、7点、8点目までの避難訓練の総括と反省、改善事項はどうかについてお答えいたします。

まず、1点目のハザードマップの作成につきましては、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等について、今年度作成中の岩出市防災マニュアルに掲載し、作成後は、全戸配布を行い、住民に対する周知を図ってまいります。

次に、2点目の避難のための情報伝達につきましては、避難勧告等の判断・伝達マニュアルに基づく避難準備情報、避難勧告、避難指示の判断を日中と夜間に区別し定めており、それに基づき伝達を行います。

なお、住民への伝達方法につきましては、災害の規模や種類などで伝達すべき地域や時間帯等を考慮し、市内放送等での伝達を初め、メール配信サービス、防災行政無線電話応答サービス、市ウェブサイト、地デジデータ放送、広報車での広報及び報道機関への放送要請などにより行ってまいります。

また、避難場所の表示につきましては、今年度、避難施設等サイン設置事業を実施しており、内容は避難所46カ所の入り口付近に、それぞれ1枚を設置、総合保健福祉センターについては2枚ですけれども、するものであります。

看板のサイズといたしましては、横900ミリ、縦600ミリのアルミ板を使用し、高輝度蓄光式看板としていることで、夜間でもわかりやすいものとしており、設置は11月28日までに完了いたします。

なお、議員ご質問の民間業者が設置した市内各所にある避難場所の案内ポールかと存じますけれども、この看板については市が設置したものではありませんので、撤去等はいりません。

次に、5点目の備品倉庫の現状につきましては、食糧等の備蓄物資は、各地区公

民館や総合保健福祉センターなど12カ所に分散して備蓄しており、アルファ米及び乾パンを各8,000個、クラッカーとスティックパン、保存用備蓄パンを7,000個、保存水500ミリリットル入りのペットボトルですが、1,000本など保管してございます。

なお、飲料水につきましては、エンジン式の浄水器を使用することも可能であります。浄水器は、総合保健福祉センターに1台と総合体育館に2台の合計3台を所有しております。

また、毛布やおむつ、女性用品等につきましても、各地区公民館や総合保健福祉センターなど22カ所に分散して備蓄してございます。物資の運送につきましては、地域防災計画に基づき事業部の物資班が担当してまいります。

次に、6点目の防災行政無線による放送において、雨風が激しいときに聞き取りにくい場合の対応についてですが、先ほどの情報伝達の部分でもご答弁させていただきましたが、メール配信サービスを初めとした方法で、住民の方々にお伝えをしてまいりたいと思います。

次に、7点目の真夜中での警戒体制についてでございますが、危険の高まりが夜間になりそうな場合や、避難が夜間になりそうな場合には、予測ベースで明るいうちに避難準備情報等の発令を実施することとしており、予測による発令の空振りを恐れることなく、住民の安全確保に努めてまいります。

次に、8点目の避難訓練の総括と反省、改善事項についてでございますが、訓練日当日の参加者は1,567名でございます。各小中学校の避難訓練は、現在も順次行われておりまして、根来小学校の11月12日が最終となり、これをもって平成26年度の岩出市地域防災訓練は完了いたしますが、総括と反省、改善点につきましては、全ての訓練完了後に地域防災訓練の実行委員会を開催いたしまして、各委員からのご意見をいただくこととしてございます。

○松下議長 事業部長。

○北村事業部長 尾和議員ご質問の7番目、防災・減災についての1点目、土砂災害についてお答えいたします。

岩出市には、土石流に区分される土砂災害警戒区域は40カ所、急傾斜地の崩壊に区分される区域は44カ所指定されております。そのうち、土砂災害特別警戒区域を含むところが、土石流は30カ所、急傾斜地の崩壊については全域となっております。住民への危険周知につきましては、現在、岩出市役所、那賀振興局等で公示図書の閲覧を行っており、閲覧に来られましたら職員が説明を行っているところです。

また、岩出市ウェブサイトからは、わかやま土砂災害マップにリンクを張り、掲

載しており、広報10月号にも掲載し、さらなる周知を図ってまいります。

○松下議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 引き続き、尾和議員の7番目のご質問にお答えいたします。

3点目の避難行動要支援者名簿への対象者への範囲、その人数についてではありますが、対象者の範囲は、在宅で生活を営む者で、要介護認定3から要介護認定5の認定者、身体障害者手帳1、2級の所持者で、日常的に援護が必要な者、療育手帳Aを所持する者で、日常的に援護が必要な者、精神障害者保健福祉手帳1、2級所持者で、単身世帯の者、難病指定特定疾患等の疾病等による自宅療養者で、自力避難が困難な者及びその他自力で避難することが困難である、または、何らかの支援が必要とみずから申し出た者等としており、人数は、本年の9月17日現在でございますが、1,644名となっております。

次に、4点目、名簿登録制度不同意者への取り扱い、同意者数の現状についてお答えします。

当該名簿は、災害対策基本法により、災害発生時等に避難行動要支援者を保護するために必要がある場合、本人の同意なしに、関係者に対し情報提供できるものとされており、非常時には、必要があれば不同意者についても情報提供することとなります。ただし、平時から関係者に名簿を配布しておくためには、本人の同意が必要となります。

名簿は、市の保有する個人情報を利用するものであることから、災害対策基本法の施行日である平成26年4月1日以降に作成を開始することとされているため、今年度に入ってから作業を進めているところであり、現在名簿の作成を完了したところでございます。今後、名簿登録者に対し、平時からの情報提供について同意を求めていくこととしてございます。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 避難場所の表示の件なのですが、この私がいただいた防災計画の中で、先ほど午前中に、「避難場所で土砂災害危険箇所はありません。」と総務部長が言われたんですが、この計画書の中には、押川集会所、境谷集会所、それから岩出民俗資料館、それから、おのみなと紀泉台幼稚園ですか、これが土砂災害等急傾斜地ですね。土砂災害の危険箇所になってるんですよね。午前中言われた答弁と違うなと思いながら聞いていったんですが、47カ所のうち、そういうところは指定していないということで理解していいのか、これはどっちが正しいのか。これが正しいのか、

午前中言われたのが正しいのか、部長が言われたのが正しいのか、それを確認しておきたいと思います。

それから、避難場所の表示の件ですが、46カ所つけるということで、夜間でも見られるようにしますよということ、これはありがたいことだと思うんですが、現在ある、市が設置をしない避難のポールありますよね。あれは、そうすると道路敷に設置をしているわけですから、道路管理者として許可をしたものかどうか。そういう経過を受けて、市が許可を出さずに業者が勝手につけたとすれば、これは違法物件ですから、その業者に撤収をしてもらわなあかんということになると思うんですが、この見解についてお聞きをしておきたいと思います。

私としては、避難場所、現在ある掲示板が消えて、ほとんど消えてますけれども、そこに、さらにあれを利用して、もう一度あそこへつけたらいいんじゃないかなと思うんですよね。アルミのパネルでも取りつければ、さらに46カ所以外にもそれで確認できるわけですから、総務部長は、市の設置したものでないの私知りませんというようなこと言わんと、そこら辺の経過をちょっと確認をさせてください。

それから、避難訓練の総括と反省の中で2点ですね、指摘をしておきたいんですが、私は根来小学校へ行きました。行きましたけれども、正門と北門、北門も2カ所あるんですけれども、正門と北門の1カ所は、もう施錠がされてて入ってこれないんです。こんな訓練で私はないと思うんですね。非常事態ですから、正門も北門も全てあけて、どこからでも入れるような訓練をしないと、私はだめだなとつくづく思っておりました。

根来保育園のところだけしか入るところがないという、こういう体制でいいのかなと思っておきまして、ほかの訓練のところは行ってませんのでわかりませんが、根来小学校だけ見た場合、そういうことがありましたので、これは、そういうことのないように、全て門をあけてどこからでも入れるような体制を訓練の中でもやっていただきたい。

それから、もう一点気になったのは、自衛隊が来てたんですが、装甲車が来てたんですね。災害のときに鉄砲を撃つ装甲車、これは誰が呼んだんかなと、市が呼んだんであれば、私は必要ないにもかかわらず、装甲車をグラウンドに置くというこの行為については、場違いだと思っておるんですが、これは市が呼んだのかどうか、向こうが乗りつけてきたのか。

それと、次回からは、装甲車なんて必要ないわけですから、こういうものは訓練には乗ってこないように、くれぐれも市のほうから指摘をしていただきたいという

ように思っております。その点についてご答弁をいただきたいと思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目の避難所の件でございます。

押川、境谷が危険区域に入っているのではないかと、これはマップに載っているということでありました。尾和議員ご持参のマップについては、平成23年に作成したマップかと存じます。避難所の見直しについては、昨年、25年度に市内の47カ所の公共施設の見直しを行いました。その避難所全てについて災害の種類とか規模、そういうふうなものを加味して、危険箇所と思われるところは全て除いておりますので、押川、境谷等の地区については、避難所の指定をしてございません。

次に、2点目ですけれども、民間業者が立てたポールの件でございますけれども、管理者は市で許可したのではないかと、この件についてなんですけれども、当時いつごろ立てたかというのは承知してないところでございますので、現在のところ、その辺のところは不明であります。

それから、そのポールに対して、今回の避難所も同時に仮設、一緒につけたらどうかというご提案かと思っておりますけれども、その件については、既存のポール等については既に老朽化も激しいので、危険性等も勘案すれば、現在、私どもの考えている避難所のサイン事業が適切であると、このように考えます。

それから、避難訓練での根来小学校の北門、正門が開かれてなかったということでもあります。この件につきましては、反省会等で検討、協議をさせていただきたく思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それから、根来小学校に自衛隊の装甲車が搬入されてたという件でございますけれども、この件については、根来小学校の訓練会場に自衛隊の車両を搬入したわけですけれども、これは隊員によるロープ結索訓練を行っていたものであり、移動手段としての車両をグラウンドに展示したものでございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 ちょっと部長と意見があわんのやけれども、僕は防災計画の中のコピーしてきてこれ見とるんで、岩出民俗資料館は⑨と書いてるんですね。おのみなとは土砂災害⑨と書いてある、指定してある。これは、この資料が間違ってるんか、部

長の言われるのが正しいのか、そこの整合性がようわからん。

もう一点、現在あるポールをね、撤去するんかどうかと聞いとるんやけれども、老朽化しとるから、そしたら撤去したらええやないかと思うんやけれども、現行のまま使うんか使わんのかということを知いとるんですね。誰が許可したのかということについては答弁ないんで、答弁してもらいたい。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 防災計画に掲載されておる避難所でございますね。防災計画については26年2月、本年の2月に見直しをされております。尾和議員持っておられる避難所については、その作成時点では避難を指定しておったんですけれども、先ほど申し上げたように、危険な箇所については、当時は指定しておりました。26年2月に見直しをさせていただいて、危険箇所に隣接する避難所を解除したということで、現在は指定をされておりません。

○尾和議員 何カ所になるの、避難箇所。

○佐伯総務部長 47カ所でございます。

○尾和議員 そこから削除したら4つ減らさなあかん。

○佐伯総務部長 ポールについては、先ほども申し上げましたように民間事業者が設置したものでありまして、当時の状況がわかっておりませんということで、ご理解いただきたいと思っております。

○松下議長 よろしいですか。

○尾和議員 いや、どうするんよ、後の処置がわからん。民間がつけたから、老朽化してるから、そしたら撤去するんか、そのまま置いておくんかと聞いとるんやけれども、答弁ないんです。民間がつけてるからそのまま置いておくんか、不法建造物やから撤去するんかと聞いとるんやけれども、答弁ないんで。

○松下議長 よろしい、答弁できる。

総務部長。

○佐伯総務部長 当時、民間が設置したものと思われまますので、市のほうといたしましては、民間が設置したものについて、市で強制的に撤去できないものと、こういう認識をしてございます。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 1点だけ言いますけれども、総務部長ね、これ民間がつけたから、道路管理者である岩出市が知らんと、そんなもん、民間つけたから岩出市は知りません

では、ポールが倒れて人に当たってあれしたらどうすんですか。そんなわけにはいかんでしょう。撤去するんやったら撤去する、老朽化しとるものについては。それは明確にさせていただきたいと思います。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

老朽化して危ないとか、そういったものにつきましては、道路管理者として、その今言われてる限定のものではなくても、道路管理者として、危険と感じるものについては撤去命令、それ以外には、こちらがどうしても、まず、緊急性があるものについては撤去しなければならないと、一般的な考え方になりますけれども、同じような考え方だと思います。

○松下議長 これで尾和弘一議員の7番目の質問を終わります。

引き続きまして、8番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 あと6分30秒しかありませんので、最後になりますが、おつき合いを願いたいと思います。

最後の質問は、大門池裁判についてであります。

まず、第1点は、最高裁への上告受理申し立てのその後の経過についてどうなったかお聞きをしたいと思います。

それから、2番目は、水利組合の地役入会権について岩出市の考え方についてお聞きをしたい。

それから、3番目は、新池の駐車場の賃貸料の返還請求については、どうされるのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの8番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○谷中教育部長 尾和議員のご質問の8番、大門池裁判についての1点目、最高裁への上告受理申し立ての経過はどうかについてお答えします。

平成26年9月2日、最高裁判所で不受理が決定されました。市の主張が認められず残念であります。今回の決定は、今まで岩出市がとってきた方針に直接影響を与えるものではないと考えております。

次に、2点目、水利組合の地役入会権はどうかについてお答えします。

今回の決定は、岩出市に何かせよと命じているものではないと考えております。

次に、3点目の駐車場の賃貸料の返還請求は、どうされるのかについてお答えします。

駐車場の賃貸料の返還請求については、現時点では請求することは適切でないと考えております。

以上です。

○松下議長 代表監査委員。

○安居代表監査委員 尾和議員のご質問の8番、大門池裁判についての3点目、駐車場の賃借料の返還請求についてでございます。

現時点で、市は、十分検討した上で、賃借料返還請求することは、適切でないと判断しているということからして、監査委員として、特に意見等はございません。

以上です。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 まずですね、このいわゆる岩出市の上告受理申し立てが、最高裁で受理されなんだということについて、これは、市長初め今まで10年近くの間、裁判をしてきて、議会もそうなんです、それに同意したという件ですから、議会と市と、市長として、これは重大な責任があると思うんですね。ここに至って、いわゆる、岩出市は、水利組合が有している地役入会権を最高裁が認めたということなんです。

それで、今教育部長が答弁しましたが「上告受理申し立てについては、受け入れられなかったけれども、今までと何ら変わりません。」と、こんなでたらめな答弁が許されるんか。今までは、市の所有権であり市民の財産だから、これは岩出市のもんだと主張してきたわけでしょう。

それにもかかわらず、今回、最高裁が受理をしないということは、水利組合の権利を認めたんですよ。言うならば、岩出市は、ひらてに言えばこの裁判で明らかに負けたんですよ。この恥をどうするんかということなんです。天下が、この地役入会権ということ認めた。これに対して、いまだに岩出市は反省の意思がない。そのことを私は今回強く申し上げておきたいと思います。

そこで、教育長、教育長は、歴代の教育長が今までとってきたことが誤りであったわけですから、この場所で受理されなんだことに対する所感を述べていただきたい。市長もあわせて所感を答弁をいただきたいと思います。

それから、代表監査委員にお聞きしますが、私がこの賃貸料の返還請求をすべきだ、すべきだと、時効中断をせいということをお願いしてきました。しかし、代表

監査委員は「裁判係争中であるので、答弁は差し控えます。」と言ってきたわけです。今の答弁は何ですか。余りにも市とべったりの監査委員じゃないですか。監査委員の資格ないですよ、明らかに。

私は、この前も言いましたが、こういう監査委員であれば、もう即刻やめてください。監査委員としての私見としてね、明確に市に言うべきことは言うべきです。そう思いませんか。答弁をいただきたいと思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 尾和議員の再質問にお答えします。

所見を述べよということではありますが、今回の決定により、今まで岩出市がとってきた方針に直接影響を与えるものではなく、市に何か命じよという点もないということ考えております。

また、責任についても、とるべき内容のものでないと考えてございます。

○松下議長 市長。

○中芝市長 尾和議員の再質問にお答えします。

これは議員もご存じのとおり、かつて、市は、何度も誠意を持って当時の水利組合と交渉してきました。極めて一部の所有権の主張により、解決の道を閉ざされて今日まできております。水利組合の地役入会権はどうか、恥を知れということです。これはあんたも議会、その当時の当事者であります。十分内容は知ってるはずですよ。今回の決定は、岩出市に何かせよと命じているものではないと考えてございます。

以上です。

あと、お答えするつもりは、さらさらない。

○松下議長 代表監査委員。

○安居代表監査委員 尾和議員の再質問にお答え申し上げます。

監査委員としては、先ほど申し上げたとおり、市において十分検討された上での判断、このように考えておりますし、これは市と、おっしゃるようにべったりじゃなしに、監査委員としての意見としても、そのように判断されたことが今の段階では妥当じゃないかと判断しておる、こういうことでございます。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 教育部長ね、あなたね、この賃貸料の請求権については「請求しない」と言われたんですね。しない、今までと、今までの答弁と違うんですけども、そ

れはどういうような経過でそういう答弁をされるんか。今までは、賃貸料については「返還を弁護士と相談して、今検討中です。」と、その前の副市長は、川口さんですけれども「賃貸料については、返還を求める。」と言ってこられたんです。

今ここで、いわゆる賃貸料の請求については、もう放棄をしたという理解でよろしいですか。求めないということで、そういう理解でよろしいんですね。それを答弁してください。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○谷中教育部長 尾和議員の再々質問の返還しない理由についてお答えします。

顧問弁護士と協議した結果、現時点では、返還請求することは適切でないと考えております。

○松下議長 これで尾和弘一議員の8番目の質問を終わります。

以上で尾和弘一議員の一般質問を終わります。

通告8番目、3番、玉田隆紀議員、発言席から一問一答方式で質問を願います。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 3番、玉田隆紀です。議長の許可を得ましたので、通告に従い環境整備について3点、情報発信について2点質問をいたします。

まず、情報発信について2点質問をいたします。

まず、1番目の環境整備についてですが、日本全国において18歳以上で34万3,000人、18歳未満が1万5,800人の国民が聴覚障がい者であると、厚生労働省の調査で示されておりますが、およそ1,000人に3人が聴覚障がい者であるそうであり

ます。

また、難聴者におかれましては、日本で1,400人、世界においては5億人いるそうです。聴覚障がいの原因は、先天性と後天性があり、病気や薬の副作用、また精神性ストレスによる突発性難聴や加齢などさまざまな原因があります。聴覚障がいは、外見上わかりにくい障がいで、障がい者が抱えている困難も周りからは、気づかれにくい側面があります。

聴覚障がい者のコミュニケーション方法は、障がいの種類や程度など、さまざまな状況で一人一人が異なりますが、聴覚障がい者とのコミュニケーションはとても大切であります。現在は、補聴器を初め、磁気ループシステムやスピーカーシステム「コミュニン」などのさまざまな器具が開発され、聴覚障がい者とのバリアフリー化を目指しております。

スピーカーシステム「コミュニケーション」は、小型マイクと小型スピーカーでマイクを通じ、スピーカーから音声が発せられますが、このとき難聴者にとって最も聞き取りづらい高音域や周囲の雑音が抑えられるため、より明瞭度が高い音で聞き取れるシステムだそうで、初めて孫の声が聞こえたと、大変利用者から喜ばれているようです。市民の暮らしを守り、見守る市役所において、市民とのコミュニケーションは非常に大切であります。

そこで、お聞きいたします。

1 点目、岩出市における難聴者の現状と課題について。

2 点目、各課窓口での難聴者に対する対応の現状について。

3 点目、難聴者用スピーカーシステム「コミュニケーション」などの器具の環境整備の考えはについてお聞きをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○松下議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 玉田議員ご質問の1番目、環境整備についてお答えいたします。

1点目の岩出市における難聴者の現状と課題、それから、2点目の各課窓口での難聴者に対する対応状況について一括してお答えします。

平成26年9月18日現在、岩出市における聴覚障がいによる身体障害者手帳取得者は2級が42名、3級が22名、4級が16名、5級はございません。6級が55名のあわせて135名となっております。

難聴者が来庁された場合、手話によるコミュニケーションが可能な方につきましては、いずれの窓口であっても、福祉課の手話通訳のできる職員が対応し、手話によるコミュニケーションができない方については、筆談により対応してございます。これまで、対応に関してトラブルになったことはなく、特に大きな課題はないものと考えております。

次に、3点目、難聴者用スピーカーシステム「コミュニケーション」等の環境整備の考えは、についてでございますが、平成25年6月に成立し、平成28年4月に施行されることとなっている障害者差別解消法において、行政機関は、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮を行うことが義務づけられました。

市としましては、今後、合理的配慮としてどのような環境整備を行うべきかについて、調査、研究を行い、必要な措置を検討していきたいと考えており、議員ご提言のような機器を含め、難聴者への環境整備についても調査してまいりたいと考え

てございます。

以上です。

○松下議長 これでは玉田隆紀議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 次に、2番目の質問ですが、情報発信について2点お聞きいたします。

インターネット通信網を活用し、さまざまなコミュニケーション方法が開発されました。さまざまな情報が手軽にいつでもどこでも手に入り、さらに世界中に情報を発信する現状でございます。

先日、ゆるキャラグランプリにエントリーをしている岩出市イメージキャラクターの「そうへいちゃん」に、スマートフォンから清き1票を投じることができましたが、岩出市公式フェイスブックを開設し、「そうへいちゃん」の情報を発信すれば、さらに多くの人に認知され、また岩出市のいろいろな情報を掲載することで、多くの人々が手軽に情報を共有でき、岩出市が身近に感じることができることから、2点お聞きいたします。

1点目に、インターネット通信網を活用しての情報発信の現状と課題について。

2点目は、フェイスブックを活用しての情報発信の考えはについて、お聞きいたします。

○松下議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○湯川市長公室長 玉田議員の情報発信についてのご質問にお答えいたします。

1点目の情報発信の状況と課題についてですが、インターネット通信網を活用した情報発信手段としましては、ウェブサイトとメール配信サービスを行っております。ウェブサイトには、年間約25万件のアクセスがございまして、メール配信サービスへの登録者数につきましては、本年8月末現在で5,707件となっております。

インターネット通信網を利用したソーシャルメディアの進化や普及の進展に伴い、広報や情報発信には欠かせない手段となっており、個人のインターネット利用が、今後ますます増加すると予測される中で、その必要性はさらに増していくものと考えておりますが、情報手段にはそれぞれメリット、デメリットがございます。

ソーシャルメディア系のサービスは、発信する情報量に制限がない場合がほとんどで、情報発信の効果は高いと考えられますが、インターネット環境の整っていない

い方には伝わらないという問題があります。

一方、広報紙やラジオ等の広報ツールは、情報量や時間、地域等の制限が多いことがデメリットとして挙げられますが、あらゆる方に発信できることでメリットがあると考えております。

いずれにしましても、市としましては、市民それぞれの環境によって偏りが生じないように、時代にあった情報手段の効果的な連携を進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目のフェイスブックの活用についてですが、ソーシャルネットワークサービスについては、情報の発信側と受信側の双方向性の活用により、住民意見の収集、特にこれまで難しかったと考えております若い世代の意見収集や情報の拡散にも高い効果が見込まれ、また、災害時における情報発信手段としても効果があると考えられることから、先ほどお話ありましたが、「そうへいちゃん」ブログ、これ平成24年に議員から提案あったものですが、平成25年4月に開設をさせていただきます。この「そうへいちゃん」ブログやウェブサイト情報の一部、これをソーシャルネットワークサービスへの移行ということで検討してまいりたいと考えております。

○松下議長 これでは玉田隆紀議員の2番目の質問を終わります。

以上で玉田隆紀議員の一般質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議は、この程度にとどめ延会とし、次の会議を9月26日金曜日、午前9時30分から開催することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会とし、次の会議を9月26日金曜日、午前9時30分から開催することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

~~~~~○~~~~~

延会

(16時25分)